

第98回運用委員会	資料2
平成27年10月2日	

平成 2 6 事業年度業務実績評価書

評価書

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	
評価対象事業年度	年度評価	平成 2 6 年度（第 2 期）
	中期目標期間	平成 2 2 ～ 2 6 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	総務課 森 浩太郎 大臣官房参事官（資金運用担当）
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 大地 直美 政策評価官

3. 評価の実施に関する事項
理事長・監事からヒアリングを実施するとともに、厚生労働省で開催した独立行政法人評価に関する有識者会議年金WGにおいて有識者から意見聴取を行った。

4. その他評価に関する重要事項
○ 本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第 28 条第 2 項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第 1 項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。 ○ 本法人については、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、以下の閣議決定がなされている。 ii) 公的・準公的資金の運用等の見直し GPIF をはじめとする公的・準公的資金の運用等の在り方については、引き続き、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。 GPIF の基本ポートフォリオについては、本年 6 月に公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しー平成 26 年財政検証結果ー」を踏まえ、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施するとともに、GPIF は、受入れを表明した日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた対応を速やかに実施する（※）。 また、基本ポートフォリオ見直しとあわせ、ガバナンス体制の強化を図る必要があり、まずはフォーワードルッキングな観点からリスク管理体制の再構築等を行うことで、より機動的な運用を目指す。さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」に基づき、運用委員会について、複数の常勤委員を配置し、資金運用の重要な方針等について実質的に決定できる体制の整備や、報酬の見直し等による高度で専門的な人材の確保等の取組を速やかに進めるとともに、資金運用の観点から行われた有識者会議の提言を踏まえ、厚生労働省において、当該資金の規模・性格に即して、長期的な健全性の確保に留意しつつ、主たる事務所の所在に関することに加え、年金制度、法人の組織論等の観点から今後の法改正の必要性も含めた検討を行うなど必要な施策の取組を加速すべく所要の対応を行う。 ※運用の改革は、専ら被保険者の利益のために行うものである。こうした運用が結果的に成長への投資、ひいては日本経済に貢献し、経済の好循環実現にもつながる。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		22年度	23年度	24年度	25年度
		A	A	A	A
評価に至った理由	前記閣議決定による重要かつ難易度の高い課題等を踏まえた項目別評価及び全体評価に基づき、所期の目標を上回る成果が得られていると認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	前記閣議決定に則し、基本ポートフォリオの迅速な見直しとそれに伴うガバナンスの強化を適切に実施した。また、年金積立金の評価は中長期的に行うべきであるものの、名目賃金上昇率を11.14%と大きく上回る利回り（長期的な目標は名目賃金上昇率+1.7%）を達成した。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	○ 「日本再興戦略」改訂2014 ○ 年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証結果

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	運用改善等とガバナンス強化は不断の課題であり、引き続き鋭意取り組むことが求められる。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない
その他特記事項	特に記載すべき事項はない

※ 平成25年度以前の総合評価は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価を元に算定している。

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
管理・運用の基本的な方針、運用の目標	A	A	A	A	A	I－1	
リスク管理	A	A	A	A	B	I－2	
運用手法、財投債の管理・運用	A	A	A	A	A	I－3	
透明性の向上	A	A	A	A	A	I－4	
基本ポートフォリオ	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>A</u> ○	I－5	
市場及び民間の活動への影響に対する配慮	A	A	A	A	A	I－6	
年金給付のための流動性の確保	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	I－7	
内部統制の一層の強化に向けた体制整備等	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	I－8	
調査・分析の充実等	A	A	A	A	B	I－9	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付している。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引いている。

※2 平成25年度以前の各評語は、厚生労働省独立行政法人評価委員会の評価である。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
効率的な業務運営体制の確立		A	A	A	A	A	Ⅱ－1	
業務運営の効率化に伴う経費節減		S	A	A	S	B	Ⅱ－2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
財務内容の改善に関する事項		A	A	B	B	B	Ⅲ－1	
Ⅳ．その他の事項								
その他の業務運営に関する重要事項		A	A	B	B	B	Ⅳ－1	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	管理運用の基本的な方針、運用の目標		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度			2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	
管理及び運用の具体的な方針の策定	少なくとも毎年1回検討	年1回	1回（見直しの回数）	2回（見直しの回数）	2回（見直しの回数）	4回（見直しの回数）	4回（見直しの回数）		《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。	予算額（千円）					
			決算額（千円）												
			経常費用（千円）												
			経常利益（千円）												
各資産毎のベンチマーク収益率の確保	各資産毎のベンチマーク収益率の確保	国内債券±0.1%以上	+0.14%	−0.02%	+0.04%	+0.04%	−0.04%			行政サービス実施コスト（千円）					
		国内株式±0.1%以上	+0.19%	−0.02%	−0.42%	−0.47%	−0.21%			従事人員数	−	−	−	−	−
		外国債券±0.1%以上	+0.32%	−0.18%	+0.44%	−0.17%	+0.03%								
		外国株式±0.1%以上	−0.08%	+0.14%	+0.13%	−0.10%	−0.04%								

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第 2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重	第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の	第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の		第 1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 平成 2 2 年 3 月に厚生労働大臣から示された第 2 期中期目標において、「今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合を定め、これに基づき管理を行うこと。その際、市場に急激な影響を与えないこと。」とされた。 平成 2 6 年度は、第 2 期中期計画の最終年度となるこ	＜評定と根拠＞ 評定：A 以下の定量的指標及び評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、運用受託機関の選定、管理及び評価については、ベンチマークを適切に設定し、概ねベンチマーク並みの収益率を確保した。これに加え、目標設定時に想定していなかったモデルポートフォリオの策定について、平成 2 7 年 1 0 月の施行日を待たず、関係機関と協議の上、適切に策定	評定 A ＜評定に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 なお、管理運用方針については、基本ポートフォリオの見直しや日本版スチュワードシップコードの受け入れ等に応じ、適宜迅速に 4 回の意味のある改正を行っており（年 1 回の検討が標準）、定量的にも標準を相当程度上回っていると認められる。

	な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。	貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。	貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 このため、分散投資を基本として、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を公表するとともに、平成26年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。	＜主な定量的指標＞ 各資産毎のベンチマーク収益率の確保 ＜評価の視点＞ （1）運用受託機関の選定、管理及び評価は適切に行われているか。 特に、アクティブ運用については、投資方針、銘柄選択の方法等の運用手法及び運用体制について、必要な評価指標を設け、定性評価が適切に行われているか。	とから、年度当初より、第3期中期計画の策定に向けて準備を進めた。平成26年6月には年金制度について少なくとも5年に一度実施される財政の現況及び見通し（財政検証）が公表され、併せて、厚生労働大臣から基本ポートフォリオの検討作業を前倒しするよう要請があったことから、長期的な経済環境の変化に速やかに対応する観点から、公表された財政検証の結果を踏まえ、基本ポートフォリオの見直し作業を進め、厚生労働大臣が任命する金融・経済の専門家等で構成される運用委員会で審議を行い、平成26年10月に基本ポートフォリオの変更を行った。第2期中期目標において、「年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。」とされており、この中期目標を踏まえ、分散投資を基本として、長期的な観点から策定した変更後の基本ポートフォリオに沿って運用した。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等）については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、運用委員会に報告後、平成26年5月1日付け、平成26年5月30日付け、平成26年10月31日付け及び平成26年11月11日付けで改正を実施し、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 （平成26年5月1日改正） 基本ポートフォリオの見直しに着手するために乖離許容幅について運用委員会の意見を聴きつつ、弾力的に適用することとの整合性を図るために改正を行った。 （平成26年5月30日改正） 日本版スチュワードシップ・コードの取組に関する記載及び外国株式の貸付運用についての改正を行った。 （平成26年10月31日改正） 新しい基本ポートフォリオへ移行するまでの間の乖離許	したことを踏まえれば、所期の目標を上回る成果を達成したと考えられることから、Aと評価する。 【主な定量的指標】 4資産中3資産について、概ねベンチマーク並みの収益率を確保し、所期の目標を達成していると考ええる。 【評価の視点】 （1） 管理運用方針に基づき、適切に運用受託機関等の選定、管理及び評価を行うことができたことから、所期の目標を達成していると考ええる。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ベンチマーク並みの収益率のより一層の確保に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・必ずしも単年度で評価すべきではないが、日本株アクティブ運用については、改善に努めるべき。 ・ベンチマーク選択効果、マネジャー選択効果を切り分ける等、将来に対して有益な示唆をもたらすより深い分析を検討すべき。 ・運用の高度化に応じ、アクティブ運用によりスポットライトを当てて評価を行うべき。
--	--	--	--	---	--	--	--

					容幅について許容すること及び機動的な運用についての記載を追加した。 (平成26年11月11日改正) トランジション・マネジャーの管理に関して記載を追加した。 平成26年度においては、更に、厚生労働大臣から示された「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本指針」に沿って、関係機関との連絡会議を5回開催し、平成27年3月にモデルポートフォリオを策定し、公表した。		
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用におけ	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。 ② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成26年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、	(2) 中期目標期間において各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。 (3) 各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の管理等に努めているか。また、各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、当該乖離について	容幅について許容すること及び機動的な運用についての記載を追加した。 (平成26年11月11日改正) トランジション・マネジャーの管理に関して記載を追加した。 平成26年度においては、更に、厚生労働大臣から示された「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本指針」に沿って、関係機関との連絡会議を5回開催し、平成27年3月にモデルポートフォリオを策定し、公表した。 2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。 平成26年度においては、変更前の基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内で機動的な対応を行った。また、基本ポートフォリオ変更後は当該基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるように資金の回収及び配分を行った。 ② 【運用受託機関の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用について、運用受託機関構成を一体的に見直すこととし、公募を開始し、第2次審査まで行った上で、第3次審査における現地調査を実施した。 【運用受託機関の管理及び評価】 ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。 平成26年度においては、定期ミーティング及びリス	(2) 4資産中3資産について、概ねベンチマーク並みの収益率を確保することができたことから、所期の目標を達成していると考える。 (3) 各運用受託機関等の運用状況について、毎月1回、報告を受けるとともに、ベンチマーク収益率からの乖離状況等を把握するなど、適切に運用受託機関の管理等を行うことができたことから、所期の目標を達成している	

	る長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場に急激な影響を与えないこと。 （２）ベンチマーク収益率の確保 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。	年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 その際、市場に急激な影響を与えないこととする。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。	中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。	（４）ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等を勘案した適切な市場指標を設定しているか。 （５）各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。 （６）管理運用方針については、少なくとも毎年１回検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。	ク管理ミーティングを実施したほか、毎月１回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 このうち、リスク管理ミーティングについては、平成２６年度の総合評価が一定水準以下の運用受託機関について、運用状況、リスク管理状況等を確認した。 - 外国株式アクティブ １ファンド （平成２７年３月下旬に実施） イ 運用受託機関の評価については、定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づき総合評価を行った。 また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。 定期ミーティングを次のとおり実施した。 - i 国内株式アクティブ運用受託機関（１４ファンド）：１０月１５日～１０月２９日 - ii 国内債券・国内株式・外国株式パッシブ運用受託機関（２２ファンド）：１０月２２日～１１月５日 - iii 外国株式アクティブ運用受託機関（１５ファンド）：１０月２３日～１１月２０日 - iv 国内債券アクティブ運用受託機関（９ファンド）：１１月１０日～１１月２７日 ウ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収及び資金配分停止、又は追加配分を行った。 ・解約 →外国株式アクティブ運用受託機関 １ファンド ・資金の一部回収及び資金配分停止 →外国株式アクティブ運用受託機関 １ファンド ・資金の追加配分 →外国株式アクティブ運用受託機関 ４ファンド エ 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力等について総合的な評価を行い、既存の取引先については継続することに問題がないことを確認し	（４）ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いたことから、所期の目標を達成していると考ええる。 （５）国内株式については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しているが、適切なモニタリングを実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （６）管理運用方針について、随時見直しを実施し、必要に応じて改正が行われており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 国内株式において、ベンチマーク並みの収益率を確保することができなかったことから、その要因である伝統的アクティブ運用の運	
--	---	--	-----------------------------	--	---	--	--

				た（自家運用に係る取引先の評価については、第 1. 2.（2）【自家運用】において詳述。）。 なお、自家運用に係る債券の売買の取引先については、業務内容の一部変更に伴い、国内債券業務から撤退し、取引の継続が困難になった取引先 1 社を除外した。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。 【平成 2 6 年度末時点】 ・NOMURA-BPI「除く ABS」型パッシブファンド 貸付運用資産：5， 6 5 7 億円 収益額　：5 億円 ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 貸付運用資産：1 兆 3， 0 0 0 億円 収益額　：3 億円 ・キャッシュ・アウト等対応ファンド 貸付運用資産：1 1 兆 7 5 6 億円 収益額　：1 5 億円 【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】 平成 2 6 年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 ●平成 2 6 年 4 月～平成 2 7 年 3 月 (単位：％) <table><tr><th></th><th>時間加重収益率 (A)</th><th>ベンチマーク収益率 (B)</th><th>超過収益率 (A)－(B)</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>2.76</td><td>2.80</td><td>-0.04</td></tr><tr><td> パッシブ運用</td><td>2.71</td><td>2.77</td><td>-0.06</td></tr><tr><td> アクティブ運用</td><td>3.10</td><td>2.98</td><td>+0.11</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>30.48</td><td>30.69</td><td>-0.21</td></tr><tr><td> パッシブ運用</td><td>30.61</td><td>30.69</td><td>-0.08</td></tr><tr><td> アクティブ運用</td><td>29.56</td><td>30.69</td><td>-1.13</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>12.70</td><td>12.67</td><td>+0.03</td></tr><tr><td> パッシブ運用</td><td>12.20</td><td>12.28</td><td>-0.09</td></tr><tr><td> アクティブ運用</td><td>13.89</td><td>13.58</td><td>+0.32</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>22.27</td><td>22.31</td><td>-0.04</td></tr><tr><td> パッシブ運用</td><td>22.22</td><td>22.22</td><td>-0.00</td></tr><tr><td> アクティブ運用</td><td>22.59</td><td>23.03</td><td>-0.44</td></tr></table> 平成 2 6 年度においては、国内株式はマイナスの超過収益率となり、国内債券、外国債券及び外国株式については、概ねベン		時間加重収益率 (A)	ベンチマーク収益率 (B)	超過収益率 (A)－(B)	国内債券	2.76	2.80	-0.04	パッシブ運用	2.71	2.77	-0.06	アクティブ運用	3.10	2.98	+0.11	国内株式	30.48	30.69	-0.21	パッシブ運用	30.61	30.69	-0.08	アクティブ運用	29.56	30.69	-1.13	外国債券	12.70	12.67	+0.03	パッシブ運用	12.20	12.28	-0.09	アクティブ運用	13.89	13.58	+0.32	外国株式	22.27	22.31	-0.04	パッシブ運用	22.22	22.22	-0.00	アクティブ運用	22.59	23.03	-0.44	用受託機関について注視する。	
	時間加重収益率 (A)	ベンチマーク収益率 (B)	超過収益率 (A)－(B)																																																							
国内債券	2.76	2.80	-0.04																																																							
パッシブ運用	2.71	2.77	-0.06																																																							
アクティブ運用	3.10	2.98	+0.11																																																							
国内株式	30.48	30.69	-0.21																																																							
パッシブ運用	30.61	30.69	-0.08																																																							
アクティブ運用	29.56	30.69	-1.13																																																							
外国債券	12.70	12.67	+0.03																																																							
パッシブ運用	12.20	12.28	-0.09																																																							
アクティブ運用	13.89	13.58	+0.32																																																							
外国株式	22.27	22.31	-0.04																																																							
パッシブ運用	22.22	22.22	-0.00																																																							
アクティブ運用	22.59	23.03	-0.44																																																							

				チマーク並みの収益率となった。 ●ベンチマークに対する超過収益率の要因分析は、次のとおりである。 <table><tr><td></td><td>要因分析</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>アクティブ運用については、長期債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたことがプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内債券全体では、概ねベンチマーク並みの－０．０４％の超過収益率となった。</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>アクティブ運用については、伝統的アクティブ運用における運用受託機関の投資行動において、銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたこと及び医薬品セクターの銘柄選択等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内株式全体では、－０．２１％の超過収益率となった。</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>アクティブ運用については、ユーロ建て債券の時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたことがプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では、概ねベンチマーク並みの＋０．０３％の超過収益率となった。</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>アクティブ運用については、先進国市場においては、テクノロジー・ハードウェア及び機器、食品・飲料・タバコセクター等における銘柄選択がマイナスに寄与した。エマージング市場においては、テクノロジー・ハードウェア及び機器セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと、エネルギーセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたこと等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式全体では、概ねベンチマーク並みの－０．０４％の超過収益率となった。</td></tr></table> 《参考》 ○ 第２期中期目標期間（平成２２年度～平成２６年度）においては、次のとおり、国内株式はマイナスの超過収益率となり、国内債券、外国債券及び外国株式については、概ねベンチマーク並みの収益率を確保したところである。 ●第２期中期目標期間（５年間：年率） （単位：％） <table><tr><td></td><td>時間加重収益率</td><td>ベンチマーク収益率</td><td>超過収益率</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>2.38</td><td>2.34</td><td>+0.03</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>11.71</td><td>11.87</td><td>-0.16</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>8.33</td><td>8.24</td><td>+0.09</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>16.39</td><td>16.38</td><td>+0.01</td></tr></table> 【ベンチマーク】		要因分析	国内債券	アクティブ運用については、長期債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたことがプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内債券全体では、概ねベンチマーク並みの－０．０４％の超過収益率となった。	国内株式	アクティブ運用については、伝統的アクティブ運用における運用受託機関の投資行動において、銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたこと及び医薬品セクターの銘柄選択等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内株式全体では、－０．２１％の超過収益率となった。	外国債券	アクティブ運用については、ユーロ建て債券の時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたことがプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では、概ねベンチマーク並みの＋０．０３％の超過収益率となった。	外国株式	アクティブ運用については、先進国市場においては、テクノロジー・ハードウェア及び機器、食品・飲料・タバコセクター等における銘柄選択がマイナスに寄与した。エマージング市場においては、テクノロジー・ハードウェア及び機器セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと、エネルギーセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたこと等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式全体では、概ねベンチマーク並みの－０．０４％の超過収益率となった。		時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率	国内債券	2.38	2.34	+0.03	国内株式	11.71	11.87	-0.16	外国債券	8.33	8.24	+0.09	外国株式	16.39	16.38	+0.01		
	要因分析																																			
国内債券	アクティブ運用については、長期債セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたことがプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内債券全体では、概ねベンチマーク並みの－０．０４％の超過収益率となった。																																			
国内株式	アクティブ運用については、伝統的アクティブ運用における運用受託機関の投資行動において、銀行セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたこと及び医薬品セクターの銘柄選択等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、国内株式全体では、－０．２１％の超過収益率となった。																																			
外国債券	アクティブ運用については、ユーロ建て債券の時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたことがプラスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国債券全体では、概ねベンチマーク並みの＋０．０３％の超過収益率となった。																																			
外国株式	アクティブ運用については、先進国市場においては、テクノロジー・ハードウェア及び機器、食品・飲料・タバコセクター等における銘柄選択がマイナスに寄与した。エマージング市場においては、テクノロジー・ハードウェア及び機器セクターの時価構成割合がベンチマークに比べて低めになっていたこと、エネルギーセクターの時価構成割合がベンチマークに比べて高めになっていたこと等がマイナスに寄与した。また、パッシブ運用については、概ねベンチマーク並みの収益率となり、外国株式全体では、概ねベンチマーク並みの－０．０４％の超過収益率となった。																																			
	時間加重収益率	ベンチマーク収益率	超過収益率																																	
国内債券	2.38	2.34	+0.03																																	
国内株式	11.71	11.87	-0.16																																	
外国債券	8.33	8.24	+0.09																																	
外国株式	16.39	16.38	+0.01																																	

				ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。 <table><tr><td>国内債券</td><td>NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債及びNOMURA-BPI/GPIF Customizedの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>TOPIX (配当込み)</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）及びシティ世界BIG債券インデックス（除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td></tr></table> 国内株式については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式全体のリスクに与える影響について注視した。 具体的には、スマートベータ等、運用スタイルに適応したベンチマークを設定していることから国内株式全体の運用スタイルに偏りが生じないように、モニタリングを実施した。	国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債及びNOMURA-BPI/GPIF Customizedの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）	国内株式	TOPIX (配当込み)	外国債券	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）及びシティ世界BIG債券インデックス（除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）	外国株式	MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）		
国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債及びNOMURA-BPI/GPIF Customizedの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）													
国内株式	TOPIX (配当込み)													
外国債券	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）及びシティ世界BIG債券インデックス（除く日本円、ヘッジなし・円ベース。以下同じ。）の複合インデックス（パッシブ運用部分については世界国債インデックス及びアクティブ運用部分については世界BIG債券インデックスのそれぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）													
外国株式	MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）													

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2	リスク管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ											
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報										
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
										2 2 年度	2 3 年度
										2 4 年度	2 5 年度
										2 6 年度	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（3）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。	（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リス	（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リス		（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 リバランスについては、変更前の基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内で機動的な対応を行った。また、基本ポートフォリオ変更後は当該基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるように資金の回収及び配分を行った。 さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問	＜評価と根拠＞ 評価：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、リスク管理については、分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関等の各種リスク管理を適切に行った。特に、従来、月次で実施していた市場動向分析を経済環境コンサルタントの採用に伴い、週次で、かつ、より	評価 B ＜評価に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ リスク管理の一層の強化に鋭意取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞

	適切かつ円滑なバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)によるリスク管理を行うこと。	クの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。	クの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。	＜評価の視点＞ (1)資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 (2)適切かつ円滑なバランスを実施するために、市場動向の	題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。 【乖離状況の把握等】 平成26年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した。運用委員会での議論を踏まえ、基本ポートフォリオの円滑な変更に向けて調整した結果、国内債券の乖離状況について、基本ポートフォリオ変更前の6月末から9月末及び基本ポートフォリオ変更時の10月末にあらかじめ定めた乖離許容幅を超過したものの、11月末以降は乖離許容幅内に収まったことを確認した。 その他の資産の乖離状況については、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題がないことを確認した。(各資産ごとの乖離許容幅については P. 35 基本ポートフォリオを参照) ●基本ポートフォリオとの乖離状況 国内債券 <table><caption>国内債券の乖離状況</caption><tr><th>月</th><th>実績構成比</th><th>乖離許容幅(上)</th><th>乖離許容幅(下)</th></tr><tr><td>3月末</td><td>53.00%</td><td>60.00%</td><td>50.00%</td></tr><tr><td>4月末</td><td>53.50%</td><td>60.00%</td><td>50.00%</td></tr><tr><td>5月末</td><td>53.00%</td><td>60.00%</td><td>50.00%</td></tr><tr><td>6月末</td><td>52.50%</td><td>60.00%</td><td>50.00%</td></tr><tr><td>7月末</td><td>52.00%</td><td>60.00%</td><td>50.00%</td></tr><tr><td>8月末</td><td>51.50%</td><td>60.00%</td><td>50.00%</td></tr><tr><td>9月末</td><td>51.00%</td><td>60.00%</td><td>50.00%</td></tr><tr><td>10月末</td><td>50.50%</td><td>45.00%</td><td>35.00%</td></tr><tr><td>11月末</td><td>48.00%</td><td>45.00%</td><td>35.00%</td></tr><tr><td>12月末</td><td>46.00%</td><td>45.00%</td><td>35.00%</td></tr><tr><td>1月末</td><td>44.00%</td><td>45.00%</td><td>35.00%</td></tr><tr><td>2月末</td><td>42.00%</td><td>45.00%</td><td>35.00%</td></tr><tr><td>3月末</td><td>39.39%</td><td>45.00%</td><td>35.00%</td></tr></table> 外国債券 <table><caption>外国債券の乖離状況</caption><tr><th>月</th><th>実績構成比</th><th>乖離許容幅(上)</th><th>乖離許容幅(下)</th></tr><tr><td>3月末</td><td>10.50%</td><td>15.00%</td><td>5.00%</td></tr><tr><td>4月末</td><td>10.50%</td><td>15.00%</td><td>5.00%</td></tr><tr><td>5月末</td><td>10.50%</td><td>15.00%</td><td>5.00%</td></tr><tr><td>6月末</td><td>10.50%</td><td>15.00%</td><td>5.00%</td></tr><tr><td>7月末</td><td>10.50%</td><td>15.00%</td><td>5.00%</td></tr><tr><td>8月末</td><td>11.00%</td><td>15.00%</td><td>5.00%</td></tr><tr><td>9月末</td><td>11.50%</td><td>15.00%</td><td>5.00%</td></tr><tr><td>10月末</td><td>12.00%</td><td>18.00%</td><td>12.00%</td></tr><tr><td>11月末</td><td>12.50%</td><td>18.00%</td><td>12.00%</td></tr><tr><td>12月末</td><td>13.00%</td><td>18.00%</td><td>12.00%</td></tr><tr><td>1月末</td><td>13.00%</td><td>18.00%</td><td>12.00%</td></tr><tr><td>2月末</td><td>12.50%</td><td>18.00%</td><td>12.00%</td></tr><tr><td>3月末</td><td>12.63%</td><td>18.00%</td><td>12.00%</td></tr></table>	月	実績構成比	乖離許容幅(上)	乖離許容幅(下)	3月末	53.00%	60.00%	50.00%	4月末	53.50%	60.00%	50.00%	5月末	53.00%	60.00%	50.00%	6月末	52.50%	60.00%	50.00%	7月末	52.00%	60.00%	50.00%	8月末	51.50%	60.00%	50.00%	9月末	51.00%	60.00%	50.00%	10月末	50.50%	45.00%	35.00%	11月末	48.00%	45.00%	35.00%	12月末	46.00%	45.00%	35.00%	1月末	44.00%	45.00%	35.00%	2月末	42.00%	45.00%	35.00%	3月末	39.39%	45.00%	35.00%	月	実績構成比	乖離許容幅(上)	乖離許容幅(下)	3月末	10.50%	15.00%	5.00%	4月末	10.50%	15.00%	5.00%	5月末	10.50%	15.00%	5.00%	6月末	10.50%	15.00%	5.00%	7月末	10.50%	15.00%	5.00%	8月末	11.00%	15.00%	5.00%	9月末	11.50%	15.00%	5.00%	10月末	12.00%	18.00%	12.00%	11月末	12.50%	18.00%	12.00%	12月末	13.00%	18.00%	12.00%	1月末	13.00%	18.00%	12.00%	2月末	12.50%	18.00%	12.00%	3月末	12.63%	18.00%	12.00%	詳細に行うなど、その機能強化を図ったことを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。 【評価の視点】 (1) 年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握等については、少なくとも毎月1回は適切に実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (2) 適切に市場動向の把握、分析等の機能強化を図っており、所期の目標	
月	実績構成比	乖離許容幅(上)	乖離許容幅(下)																																																																																																																				
3月末	53.00%	60.00%	50.00%																																																																																																																				
4月末	53.50%	60.00%	50.00%																																																																																																																				
5月末	53.00%	60.00%	50.00%																																																																																																																				
6月末	52.50%	60.00%	50.00%																																																																																																																				
7月末	52.00%	60.00%	50.00%																																																																																																																				
8月末	51.50%	60.00%	50.00%																																																																																																																				
9月末	51.00%	60.00%	50.00%																																																																																																																				
10月末	50.50%	45.00%	35.00%																																																																																																																				
11月末	48.00%	45.00%	35.00%																																																																																																																				
12月末	46.00%	45.00%	35.00%																																																																																																																				
1月末	44.00%	45.00%	35.00%																																																																																																																				
2月末	42.00%	45.00%	35.00%																																																																																																																				
3月末	39.39%	45.00%	35.00%																																																																																																																				
月	実績構成比	乖離許容幅(上)	乖離許容幅(下)																																																																																																																				
3月末	10.50%	15.00%	5.00%																																																																																																																				
4月末	10.50%	15.00%	5.00%																																																																																																																				
5月末	10.50%	15.00%	5.00%																																																																																																																				
6月末	10.50%	15.00%	5.00%																																																																																																																				
7月末	10.50%	15.00%	5.00%																																																																																																																				
8月末	11.00%	15.00%	5.00%																																																																																																																				
9月末	11.50%	15.00%	5.00%																																																																																																																				
10月末	12.00%	18.00%	12.00%																																																																																																																				
11月末	12.50%	18.00%	12.00%																																																																																																																				
12月末	13.00%	18.00%	12.00%																																																																																																																				
1月末	13.00%	18.00%	12.00%																																																																																																																				
2月末	12.50%	18.00%	12.00%																																																																																																																				
3月末	12.63%	18.00%	12.00%																																																																																																																				

	また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）との乖離要因の分析等を行う。	また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。 これまでのリスク管理に加えて、次期基本ポートフォリオの検討に併せてフォワード・ルッキングな観点からのリスク管理について検討を行う。	把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。 (3)毎年度、各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。 (4)資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。	国内株式 外国株式 【市場動向の把握・分析等】 キャッシュアウト及びリバランス検討時に必要な市場動向の把握のため、月次のタイミングで足元及び翌月の市場動向分析を実施した。 リバランスについては、変更前の基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内で機動的な対応を行った。また、基本ポートフォリオ変更後は当該基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内に収まるように資金の回収及び配分を行った。 この結果、市場に特段の影響を与えることなく、適切かつ円滑にリバランスを実施することができた。 従来、月次で市場動向分析を実施していたが、フォワード・ルッキングな観点からのリスク管理に向けて、平成26年10月に経済環境コンサルタントを採用し、より詳細な経済・市場動向分析を行うとともに、週次で法人内への情報提供も開始した。また、資産と財政を統合したリスクモデルについて委託調査研究を実施し、プロトタイプを開発した。 【資産全体のリスク管理】 リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。	を達成していると考える。 (3) 適切に各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の乖離要因を分析しており、所期の目標を達成していると考える。 (4) 資産全体のリスクの確認、分析及び評価については、毎月運用リスク管理委員会を開催し、適切に行われており、所期の目標を達成していると考える。	
--	---	--	--	--	--	--

				平成２６年度は、バリュアットリスクのモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。 年金積立金全体の推定トラッキングエラー <table><tr><th>月</th><th>推定トラッキングエラー (%)</th></tr><tr><td>4月</td><td>1.2</td></tr><tr><td>5月</td><td>1.4</td></tr><tr><td>6月</td><td>1.6</td></tr><tr><td>7月</td><td>1.6</td></tr><tr><td>8月</td><td>1.8</td></tr><tr><td>9月</td><td>1.8</td></tr><tr><td>10月</td><td>3.2</td></tr><tr><td>11月</td><td>3.0</td></tr><tr><td>12月</td><td>2.4</td></tr><tr><td>1月</td><td>2.4</td></tr><tr><td>2月</td><td>1.8</td></tr><tr><td>3月</td><td>1.8</td></tr></table> 〈年金積立金全体のリスク〉 <table><tr><td>基本ポートフォリオの推定総リスク</td><td>基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量</td></tr><tr><td>実績ポートフォリオの推定総リスク</td><td>年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量</td></tr><tr><td>推定相対リスク</td><td>基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量</td></tr></table> 年金積立金全体のリスクを分析した結果、「実績ポートフォリオの推定総リスク」及び推定相対リスクの変化は、基本ポートフォリオと実績ポートフォリオの構成割合の乖離があることから生じていることを確認した。 【各資産の対ベンチマークの超過収益率の要因分析】 P 9～10 業務実績第 1. 2. （1）参照 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の３つの要因に分解すると、次のとおりである。 なお、平成２６年度は、１０月末に基本ポートフォリオを変更したことから、投資行動を適切に分析するため、基本ポートフォリオ変更前後に期間を分けて分析している。 ア 基本ポートフォリオ変更前（平成２６年４月１日～１０月３０日）	月	推定トラッキングエラー (%)	4月	1.2	5月	1.4	6月	1.6	7月	1.6	8月	1.8	9月	1.8	10月	3.2	11月	3.0	12月	2.4	1月	2.4	2月	1.8	3月	1.8	基本ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量	実績ポートフォリオの推定総リスク	年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量	推定相対リスク	基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量		
月	推定トラッキングエラー (%)																																					
4月	1.2																																					
5月	1.4																																					
6月	1.6																																					
7月	1.6																																					
8月	1.8																																					
9月	1.8																																					
10月	3.2																																					
11月	3.0																																					
12月	2.4																																					
1月	2.4																																					
2月	1.8																																					
3月	1.8																																					
基本ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量																																					
実績ポートフォリオの推定総リスク	年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量																																					
推定相対リスク	基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量																																					
	② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。	② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。	(5)各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。	【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の３つの要因に分解すると、次のとおりである。 なお、平成２６年度は、１０月末に基本ポートフォリオを変更したことから、投資行動を適切に分析するため、基本ポートフォリオ変更前後に期間を分けて分析している。 ア 基本ポートフォリオ変更前（平成２６年４月１日～１０月３０日）	(５) 適切に各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認しており、所期の目標を達成していると考ええる。																																	

					<table><tr><th></th><th>資産配分要因 ①</th><th>個別資産要因 ②</th><th>その他要因 (誤差含む) ③</th><th>①+②+③</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>0.17%</td><td>0.01%</td><td>-0.00%</td><td>0.17%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>0.13%</td><td>-0.01%</td><td>-0.00%</td><td>0.11%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>0.01%</td><td>-0.00%</td><td>-0.00%</td><td>0.01%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>0.17%</td><td>-0.02%</td><td>-0.01%</td><td>0.13%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>0.47%</td><td>-0.03%</td><td>0.02%</td><td>0.46%</td></tr></table> (参考) ベンチマーク収益率 <table><tr><th></th><th>各資産の ベンチマーク収益率</th><th>複合ベンチマーク 収益率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>1.43%</td><td rowspan="5">3.50%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>7.29%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>5.98%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>8.13%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0.01%</td></tr></table> 運用資産全体に係る収益率（3.97％）と複合ベンチマーク収益率（3.50％）を比較した場合の主な乖離要因は、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の低かった国内債券が基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウェイトとなったこと、また、ベンチマーク収益率の高かった国内株式及び外国株式が平均的にオーバーウェイトとなったこと等がプラスに寄与した。 イ 基本ポートフォリオ変更後（平成26年10月31日～27年3月31日） <table><tr><th></th><th>資産配分要因 ①</th><th>個別資産要因 ②</th><th>その他要因 (誤差含む) ③</th><th>①+②+③</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>-1.06%</td><td>-0.02%</td><td>-0.01%</td><td>-1.09%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.51%</td><td>-0.02%</td><td>0.00%</td><td>-0.52%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>0.04%</td><td>0.01%</td><td>-0.00%</td><td>0.05%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>-0.26%</td><td>0.04%</td><td>-0.01%</td><td>-0.23%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>-0.21%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>-0.21%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>-1.99%</td><td>0.01%</td><td>0.19%</td><td>-1.78%</td></tr></table>		資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③	国内債券	0.17%	0.01%	-0.00%	0.17%	国内株式	0.13%	-0.01%	-0.00%	0.11%	外国債券	0.01%	-0.00%	-0.00%	0.01%	外国株式	0.17%	-0.02%	-0.01%	0.13%	短期資産	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	合 計	0.47%	-0.03%	0.02%	0.46%		各資産の ベンチマーク収益率	複合ベンチマーク 収益率	国内債券	1.43%	3.50%	国内株式	7.29%	外国債券	5.98%	外国株式	8.13%	短期資産	0.01%		資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③	国内債券	-1.06%	-0.02%	-0.01%	-1.09%	国内株式	-0.51%	-0.02%	0.00%	-0.52%	外国債券	0.04%	0.01%	-0.00%	0.05%	外国株式	-0.26%	0.04%	-0.01%	-0.23%	短期資産	-0.21%	0.00%	0.00%	-0.21%	合 計	-1.99%	0.01%	0.19%	-1.78%		
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③																																																																																							
国内債券	0.17%	0.01%	-0.00%	0.17%																																																																																							
国内株式	0.13%	-0.01%	-0.00%	0.11%																																																																																							
外国債券	0.01%	-0.00%	-0.00%	0.01%																																																																																							
外国株式	0.17%	-0.02%	-0.01%	0.13%																																																																																							
短期資産	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%																																																																																							
合 計	0.47%	-0.03%	0.02%	0.46%																																																																																							
	各資産の ベンチマーク収益率	複合ベンチマーク 収益率																																																																																									
国内債券	1.43%	3.50%																																																																																									
国内株式	7.29%																																																																																										
外国債券	5.98%																																																																																										
外国株式	8.13%																																																																																										
短期資産	0.01%																																																																																										
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③																																																																																							
国内債券	-1.06%	-0.02%	-0.01%	-1.09%																																																																																							
国内株式	-0.51%	-0.02%	0.00%	-0.52%																																																																																							
外国債券	0.04%	0.01%	-0.00%	0.05%																																																																																							
外国株式	-0.26%	0.04%	-0.01%	-0.23%																																																																																							
短期資産	-0.21%	0.00%	0.00%	-0.21%																																																																																							
合 計	-1.99%	0.01%	0.19%	-1.78%																																																																																							

					(参考) ベンチマーク収益率 <table><tr><th></th><th>各資産の ベンチマーク収益率</th><th>複合ベンチマーク 収益率</th></tr><tr><td>国内債券</td><td>1.22%</td><td rowspan="5">9.98%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>21.81%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>6.31%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>13.11%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>0.02%</td></tr></table> 運用資産全体に係る収益率（8.19％）と複合ベンチマーク収益率（9.98％）を比較した場合の主な乖離要因は、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の低かった国内債券が基本ポートフォリオに対して平均的にオーバーウェイトとなったこと、また、ベンチマーク収益率の高かった国内株式及び外国株式が平均的にアンダーウェイトとなったこと等がマイナスに寄与した。 【各資産のリスク管理】 毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、平成26年度においては問題のないことを確認した。 ●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差） (単位：％) <table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr><tr><td>4月</td><td>0.03</td><td>0.12</td><td>0.12</td><td>0.12</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.03</td><td>0.11</td><td>0.13</td><td>0.11</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.03</td><td>0.12</td><td>0.12</td><td>0.12</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.05</td><td>0.10</td><td>0.11</td><td>0.16</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.05</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td>0.13</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.05</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td>0.13</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.10</td><td>0.10</td><td>0.11</td><td>0.14</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.11</td><td>0.10</td><td>0.09</td><td>0.13</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.13</td><td>0.11</td><td>0.09</td><td>0.12</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.18</td><td>0.12</td><td>0.15</td><td>0.14</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.18</td><td>0.13</td><td>0.14</td><td>0.16</td></tr><tr><td>3月</td><td>0.18</td><td>0.13</td><td>0.13</td><td>0.16</td></tr></table>		各資産の ベンチマーク収益率	複合ベンチマーク 収益率	国内債券	1.22%	9.98%	国内株式	21.81%	外国債券	6.31%	外国株式	13.11%	短期資産	0.02%		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	4月	0.03	0.12	0.12	0.12	5月	0.03	0.11	0.13	0.11	6月	0.03	0.12	0.12	0.12	7月	0.05	0.10	0.11	0.16	8月	0.05	0.10	0.10	0.13	9月	0.05	0.10	0.10	0.13	10月	0.10	0.10	0.11	0.14	11月	0.11	0.10	0.09	0.13	12月	0.13	0.11	0.09	0.12	1月	0.18	0.12	0.15	0.14	2月	0.18	0.13	0.14	0.16	3月	0.18	0.13	0.13	0.16		
	各資産の ベンチマーク収益率	複合ベンチマーク 収益率																																																																																				
国内債券	1.22%	9.98%																																																																																				
国内株式	21.81%																																																																																					
外国債券	6.31%																																																																																					
外国株式	13.11%																																																																																					
短期資産	0.02%																																																																																					
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																		
4月	0.03	0.12	0.12	0.12																																																																																		
5月	0.03	0.11	0.13	0.11																																																																																		
6月	0.03	0.12	0.12	0.12																																																																																		
7月	0.05	0.10	0.11	0.16																																																																																		
8月	0.05	0.10	0.10	0.13																																																																																		
9月	0.05	0.10	0.10	0.13																																																																																		
10月	0.10	0.10	0.11	0.14																																																																																		
11月	0.11	0.10	0.09	0.13																																																																																		
12月	0.13	0.11	0.09	0.12																																																																																		
1月	0.18	0.12	0.15	0.14																																																																																		
2月	0.18	0.13	0.14	0.16																																																																																		
3月	0.18	0.13	0.13	0.16																																																																																		

				●実績トラッキングエラー（過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差） (単位：％) <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>4月</td><td>0.07</td><td>0.34</td><td>0.19</td><td>0.13</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.07</td><td>0.34</td><td>0.19</td><td>0.12</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.07</td><td>0.33</td><td>0.19</td><td>0.12</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.07</td><td>0.33</td><td>0.19</td><td>0.12</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.07</td><td>0.32</td><td>0.18</td><td>0.12</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.07</td><td>0.32</td><td>0.18</td><td>0.12</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.07</td><td>0.32</td><td>0.18</td><td>0.12</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.07</td><td>0.32</td><td>0.18</td><td>0.13</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.08</td><td>0.31</td><td>0.18</td><td>0.13</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.08</td><td>0.31</td><td>0.18</td><td>0.13</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.08</td><td>0.31</td><td>0.18</td><td>0.14</td></tr><tr><td>3月</td><td>0.08</td><td>0.31</td><td>0.18</td><td>0.14</td></tr></table> ●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度） <table><tr><td></td><td>国内株式アクティブ</td><td>外国株式アクティブ</td></tr><tr><td>4月</td><td>0.98</td><td>1.01</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.98</td><td>1.00</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.98</td><td>1.00</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.99</td><td>1.00</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.99</td><td>1.01</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.99</td><td>1.01</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.99</td><td>1.01</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.99</td><td>1.01</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.99</td><td>1.01</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.99</td><td>1.00</td></tr><tr><td>2月</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr><tr><td>3月</td><td>1.00</td><td>1.00</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	4月	0.07	0.34	0.19	0.13	5月	0.07	0.34	0.19	0.12	6月	0.07	0.33	0.19	0.12	7月	0.07	0.33	0.19	0.12	8月	0.07	0.32	0.18	0.12	9月	0.07	0.32	0.18	0.12	10月	0.07	0.32	0.18	0.12	11月	0.07	0.32	0.18	0.13	12月	0.08	0.31	0.18	0.13	1月	0.08	0.31	0.18	0.13	2月	0.08	0.31	0.18	0.14	3月	0.08	0.31	0.18	0.14		国内株式アクティブ	外国株式アクティブ	4月	0.98	1.01	5月	0.98	1.00	6月	0.98	1.00	7月	0.99	1.00	8月	0.99	1.01	9月	0.99	1.01	10月	0.99	1.01	11月	0.99	1.01	12月	0.99	1.01	1月	0.99	1.00	2月	1.01	1.00	3月	1.00	1.00		
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																																																										
4月	0.07	0.34	0.19	0.13																																																																																																										
5月	0.07	0.34	0.19	0.12																																																																																																										
6月	0.07	0.33	0.19	0.12																																																																																																										
7月	0.07	0.33	0.19	0.12																																																																																																										
8月	0.07	0.32	0.18	0.12																																																																																																										
9月	0.07	0.32	0.18	0.12																																																																																																										
10月	0.07	0.32	0.18	0.12																																																																																																										
11月	0.07	0.32	0.18	0.13																																																																																																										
12月	0.08	0.31	0.18	0.13																																																																																																										
1月	0.08	0.31	0.18	0.13																																																																																																										
2月	0.08	0.31	0.18	0.14																																																																																																										
3月	0.08	0.31	0.18	0.14																																																																																																										
	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ																																																																																																												
4月	0.98	1.01																																																																																																												
5月	0.98	1.00																																																																																																												
6月	0.98	1.00																																																																																																												
7月	0.99	1.00																																																																																																												
8月	0.99	1.01																																																																																																												
9月	0.99	1.01																																																																																																												
10月	0.99	1.01																																																																																																												
11月	0.99	1.01																																																																																																												
12月	0.99	1.01																																																																																																												
1月	0.99	1.00																																																																																																												
2月	1.01	1.00																																																																																																												
3月	1.00	1.00																																																																																																												

●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率）

	国内債券修正デュレーション		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベ ン チ マ ー ク	乖 離
4月	7.31	7.30	0.01
5月	7.34	7.29	0.05
6月	7.41	7.40	0.01
7月	7.40	7.38	0.02
8月	7.42	7.35	0.06
9月	7.47	7.47	-0.01
10月	7.37	7.44	-0.07
11月	7.31	7.42	-0.12
12月	7.18	7.38	-0.20
1月	7.02	7.12	-0.10
2月	6.90	6.96	-0.06
3月	6.93	6.96	-0.03

	外国債券実効デュレーション		
	ポ ー ト フ ォ リ オ	ベ ン チ マ ー ク	乖 離
4月	6.04	6.12	-0.08
5月	6.09	6.17	-0.08
6月	6.11	6.20	-0.09
7月	6.15	6.22	-0.07
8月	6.28	6.36	-0.08
9月	6.22	6.32	-0.10
10月	6.29	6.32	-0.03
11月	6.40	6.42	-0.02
12月	6.47	6.50	-0.03
1月	6.65	6.62	0.04
2月	6.62	6.57	0.04
3月	6.68	6.64	0.04

流動性リスクについては、ベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウェイトの状況等を、また、信用リスクについては、資産を管理する機関や与信の対象となる機関の格付状況及び内外債券に係る格付基準が定められている銘柄の格付状況をそれぞれ毎月把握するとともに、カン
トリーリスクについても国別等の債券スプレッドの推移等
クレジットリスクのモニタリングを行い、問題ないことを確認した。

		③ 各運用受託機関 運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用体制の変更等に注意する。	③ 各運用受託機関 運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握し、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。 運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等	(6)運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。	【各運用受託機関】 ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。 イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。そのうち、1ファンド（1案件）については、ガイドライン違反の事象が発生したことから、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で厳重注意を行った。 株式会社アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用において、同一銘柄等に対する投資制限については、5%上限を超える銘柄の報告を求めた。また、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を随時把握し、分散投資の観点から問題がないことを確認した。 ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティング及び12月期までの運用状況及びリスク管理の遵守状況等の確認を目的とした定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。 エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。 ○総合評価を目的とした定期ミーティング i 国内株式アクティブ運用受託機関（14ファンド）：10月15日～10月29日 ii 国内債券・国内株式・外国株式パッシブ運用受託機関（22ファンド）：10月22日～11月5日 iii 外国株式アクティブ運用受託機関（15ファンド）：10月23日～11月20日 iv 国内債券アクティブ運用受託機関（9ファンド）：11月10日～11月27日 総合評価結果により、以下の運用受託機関について、解約、資金の一部回収及び資金配分停止、又は追加配分を行った。 ・解約 →外国株式アクティブ運用受託機関 1ファンド ・資金の一部回収及び資金配分停止 →外国株式アクティブ運用受託機関 1ファンド ・資金の追加配分	(6) 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示すなど、適切にリスク管理を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。	
--	--	--	---	--	---	---	--

				→外国株式アクティブ運用受託機関 4ファンド オ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成26年度において運用体制の変更等があったものは12ファンドで21件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは2ファンドで4件であった。これらの社に対しては、ミーティング等を実施し説明を求め、うち1ファンドについては、総合評価の結果解約となった。		
	④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。	④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 さらに、信用リスクについては、随時管理	(7)資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。 (8)資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。	【各資産管理機関】 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した（4社）。 そのうち、1社（1案件）については、外国株式に係る時価相違の事象が発生したことから、再発防止策の適正な実施を求めた。 ウ 総合評価のためのミーティングを平成26年12月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握するとともに、問題がないことを確認した。 エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成26年度においては、3社11件の人事異動等により資産管理体制の変更があったが、変更後の資産管理体制について、特に問題のないことを確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。	(7) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示すなど、適切にリスク管理を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (8) 適切に資産管理機関の信用リスクを管理しており、所期の目標を達成していると考ええる。	

			するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。		【自家運用】 運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、運用状況の報告を受け、平成26年12月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。 ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存19社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、既存16社中全社を「継続」とした。 自家運用に係る債券の売買の取引先については、業務内容の一部変更に伴い、国内債券業務から撤退し、取引の継続が困難になった取引先1社を除外した。 なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。 また、物価連動国債ファンドに係る運用のガイドラインを新たに定めた。	(9) 自家運用において運用ガイドラインを定めるなど、適切にリスク管理行っており、所期の目標を達成していると考えている。 〈課題と対応〉 特になし	
--	--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	運用手法、財投債の管理・運用		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度			2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
	運用受託機関 の審査数	応募ファン ドから適切 に選定	3 7 件	6 3 件	2 0 件	5 7 件	5 6 件	1 2 7 件		予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
										決算額（千円）					
										経常費用（千円）					
										経常利益（千円）					
										行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—	—	—
										従事人員数	—	—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（4）運用手法について 長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とする。例外については、これまでの運用実績も勘案し、適切に確たる根拠を説明できる場合に	（3）運用手法について 年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮すること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産	（3）運用手法 ① 各資産ともパッシブ運用を中心とする。アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び		（3）運用手法 ① 平成 2 6 年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり資産の約 7 ～ 9 割がパッシブ運用となっている。 ●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成 2 7 年 3 月末）	＜評価と根拠＞ 評価：A 以下のとおり、評価の視点ごとの自己評価で示したとおり、各資産全体のパッシブ運用及びアクティブ運用とも、その選定及び見直しを適切に行っている。これに加え、平成 2 6 年度は、中長期的なリターンの拡大を図るため、日本版スチュワ	評価 A ＜評価に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 なお、外国債券パッシブ・アクティブ運用受託機関の選定について、127 件もの応募ファンドについて選定作業を行うなど（平成 25 年度は国内株式パッシブ・アクティブ運用受託機関の選定について、応募 56 件）、定量的にも、過去を相当程度上回っていると認められる。

限るものとする こと。	ともパッシブ運用を中心とする。なお、アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限るものとする。	体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限るものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			② 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。	(3)収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。	体制等の確認を行った上で正規契約先とし、運用を開始した。 ・国内株式アクティブ運用においては、3ファンドの運用を開始し、外国株式アクティブ運用は、1ファンドの運用を開始 ③ 平成26年度においては、以下の取組を実施した。 外国債券パッシブ・アクティブ運用受託機関に係る運用受託機関構成の見直しを行った。選定に当たっては、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス、事務処理体制について精査した。 ●外国債券パッシブ・アクティブ運用 <table><tr><td>公募</td><td>平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である5月20日までに127ファンドの応募があった。(パッシブ5ファンド、アクティブ122ファンド)</td></tr><tr><td>第1次審査</td><td>応募のあった127ファンドについて、運用機関の提出書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、68ファンドを第1次審査通過とした。(パッシブ5ファンド、アクティブ63ファンド)</td></tr><tr><td>第2次審査</td><td>第1次審査通過とした新規応募の運用機関(68ファンド)及び既存の運用受託機関(13ファンド)について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価(運用委託手数料に係る部分を除く)を行った。この結果、新規応募の22ファンドと既存の運用受託機関の10ファンドを</td></tr></table>	公募	平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である5月20日までに127ファンドの応募があった。(パッシブ5ファンド、アクティブ122ファンド)	第1次審査	応募のあった127ファンドについて、運用機関の提出書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、68ファンドを第1次審査通過とした。(パッシブ5ファンド、アクティブ63ファンド)	第2次審査	第1次審査通過とした新規応募の運用機関(68ファンド)及び既存の運用受託機関(13ファンド)について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価(運用委託手数料に係る部分を除く)を行った。この結果、新規応募の22ファンドと既存の運用受託機関の10ファンドを	いると考える。 (3) 収益確保や運用の効率化のため、運用手法の見直しを適時に行い、その結果、 ・ 中長期的なリターンの拡大を図るための日本版スチュワードシップ・コードの受入れ(国内株式) ・ 収益機会の拡大と効率的な資産運用のためのベンチマークの変更及び証券貸付運用の開始(外国株式) ・ インフレリスクの軽減のための物価連動国債の開始(国内債券) ・ 資産移管の円滑化のためのトランジション・マネジャーの選定(国内株式、外国債券、外国株式) ・ 超過収益の確保のためのマネジャー・ストラクチャ	
公募	平成26年4月9日にホームページに公募要綱サイトを作成し、公告した。これを受けて、期限である5月20日までに127ファンドの応募があった。(パッシブ5ファンド、アクティブ122ファンド)												
第1次審査	応募のあった127ファンドについて、運用機関の提出書類に基づき、応募資格要件及び過去の運用実績を中心に第1次審査を行った。その結果、68ファンドを第1次審査通過とした。(パッシブ5ファンド、アクティブ63ファンド)												
第2次審査	第1次審査通過とした新規応募の運用機関(68ファンド)及び既存の運用受託機関(13ファンド)について、第2次審査のためのヒアリングを実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制の評価項目について審査基準に基づき審査し、総合評価(運用委託手数料に係る部分を除く)を行った。この結果、新規応募の22ファンドと既存の運用受託機関の10ファンドを												

				<table><tr><td></td><td>第２次審査通過とした。(パッシブ７ファンド、アクティブ２５ファンド)</td></tr><tr><td>(第３次審査)</td><td>第２次審査通過とした３２ファンドについて、現地調査を実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制を確認した。</td></tr></table>		第２次審査通過とした。(パッシブ７ファンド、アクティブ２５ファンド)	(第３次審査)	第２次審査通過とした３２ファンドについて、現地調査を実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制を確認した。		一の 見直し（外国債券） を実施しており、 所期の目標を上回る成果 が得られたと考える。	
	第２次審査通過とした。(パッシブ７ファンド、アクティブ２５ファンド)										
(第３次審査)	第２次審査通過とした３２ファンドについて、現地調査を実施し、投資方針、運用プロセス、組織・人材、コンプライアンス及び事務処理体制を確認した。										
		③ 運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直すこととし、平成２６年度は外国債券アクティブ運用受託機関構成の見直し等を行う。	(4)運用受託機関の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時見直しているか。	④ 今後のデフレ脱却を見据え、物価の上昇に連動して元本と利息が増える物価連動国債の管理及び運用を開始した。		(４) 外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用に係る運用受託機関の見直しを適切に進めており、所期の目標を達成していると考ええる。					
				⑤ インフラ投資が進捗し、外貨建て投資信託受益証券ファンドの平成２６年度末の時価総額は５５億円となった。							
				(４) 財投債の管理及び運用							
				① 財投債の残高については、償却原価法による評価に併せ、時価法による評価額を公表した。							
				② 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。							

		(4) 財投債の管理及び運用 平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、当該財投債については、第1の2の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。	④ 物価連動国債の管理及び運用を開始する。 ⑤ オルタナティブ投資についての取組を進める。 (4) 財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。	(5)財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。 (6)満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。		(5) 適切に財投債の管理及び運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 (6) 満期保有とする財投債について、適切に時価による評価・公表を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし	
--	--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	透明性の向上		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度			2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
	英文プレスリリースの件数	情報公開・広報活動の充実	3 件	3 件	3 件	3 件	6 件	8 件		予算額（千円）					
										決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
										経常費用（千円）					
										経常利益（千円）					
										行政サービス実施コスト（千円）					
										従事人員数					

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、ホームページ等を活用して、情報公開を積		3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、平成 2 3 年度に全面見直し（リニューアル）を行い、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 平成 2 6 年度は、その適切な管理等に加え、日本版スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使状況の概要の公表等により一層の情報公開・広報の促進に努めた。また、基本ポートフォリオの変更時には、理事長自ら記者会見を行い、資料以外に説明用のボードを使用してわかりやすさを工夫するとともに、英語のプ	＜評定と根拠＞ 評定：A 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、平成 2 6 年度は、業務概況書などの公表資料の迅速な情報公開に加え、基本ポートフォリオの変更においては、理事長が記者会見を行い、パネルを使用するなどわかりやすさを工夫した説明を行った。また、年金積立金の性格や、法人の役割を踏まえた投資原則及び行	評定 A ＜評定に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 なお、英文のプレスリリースを 8 回実施するなど（8 回とも日本語プレスリリースと同時、なお、平成 25 年度は 6 回）、定量的にも過去を相当程度上回る取組が認められる。

	び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。 また、運用委員会の専門性を十分に活用する観点から、運用受託機関等の選定過程においても、運用委員会の審議を経ること。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図ること。 さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。	況及び各運用受託機関等の状況を含む。）等について、毎年１回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表する。 また、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図る。これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。 運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。	極的に行い、国民に対する情報公開・広報活動の充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。 （１）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。 （２）管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した管理運用方針をホームページにより公開する。	<評価の視点> (1)基本ポートフォリオの考え方や具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。 (2)各年度・各四半期の管理及び運用の運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。	レスリリースもホームページに掲載した。さらに、年金積立金の性格や法人の役割を踏まえた投資原則及び行動規範を策定し、国民向けにわかりやすい説明を行い、加えて、行動規範に関連する規程をホームページに記載した。昨年度に引き続き、海外を含めたより一層の情報公開・広報の促進に努めた。 また、運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、引き続き一定期間（７年）経過後の議事録公表に向けた所要の手続きを行った。 その他、ホームページの活用のみならず、国内外の運用関係の会議やセミナーにおける役員等の講演及び意見交換を通じ、事業の透明性の向上に努めた。 （１）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載するなど説明に努めている。なお、平成２６年度は、基本ポートフォリオの変更があり、詳細な説明資料以外に記者会見の場では、資料以外に説明用のボードを使用してわかりやすさを工夫するなど理解しやすい情報公開に努めた。 このほか、国内外のセミナー等における講演等で管理運用法人に関する説明を行う等、積極的な情報発信に努めた。 （２）年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から４度の見直しを行い、ホームページにおいて公表した。	動規範を策定し、国民向けにわかりやすい説明を行った。さらに、行動規範に関連する規程をホームページに掲載するなど、透明性の向上に努めたことを踏まえれば、所期の目標を上回る成果を達成したと考えられることから、Ａと評価する。 【評価の視点】 （１） 業務概況書やホームページにおいて、分かりやすい情報公開に努めた。これに加え、基本ポートフォリオの変更時においては、その見直しの考え方などについて、理事長が自ら記者会見で分かりやすく説明した。また、国際的な関心の高まりに応じて、英語版の資料を積極的に公表した。これらのことから、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （２） 適切に各年度・各四半期の運用状況を公表しており、所期の目標を達成していると考え	<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、情報公開・広報活動の充実を図ることが望まれる。 <その他事項>
--	---	---	---	--	---	---	---

		加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、運用委員会の定めるところにより、一定期間を経た後に議事録を公表する。	（３）各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関の状況を含む。）については7月末までに、四半期の運用状況については8月末、11月末及び2月末を目途にホームページ等により情報を公開する。 （４）監事及び監査法人の監査の結果等については、年1回ホームページで情報を公開する。 （５）運用受託機関等の選定過程及び株主義決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。	(3)年金積立金の長期的な観点からの運用について国民の十分な理解を得るため、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主義決権の行使の考え方及び結果の公表を含め、情報公開・広報活動の充実・強化のための取組を行ったか。 (4)情報公開の際、市場への影響に留意しているか。 (5)運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会で審議しているか。また、その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象としているか。	（３）平成25年度の業務概況書については、平成26年7月末までに、各四半期の運用状況については、各四半期終了後2カ月以内にそれぞれ公表を行った。 なお、公表に際しては、保有銘柄については非公表とする等、市場への影響に留意した公表とした。 <table><tr><td>業務概況書 （平成25年度）</td><td>第1四半期 （平成26年度）</td><td>第2四半期 （平成26年度）</td><td>第3四半期 （平成26年度）</td></tr><tr><td>H26.7.4</td><td>H26.8.29</td><td>H26.11.25</td><td>H27.2.27</td></tr></table> （４）監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。 （５） ① 国内株式における運用受託機関の選定結果及びマネジャー・ストラクチャーの見直しについて、ホームページに掲載した。 ② 外国債券アクティブ運用及びアクティブ運用の運用受託機関の選定過程と国内株式、外国債券及び外国株式のトランジション・マネジャーの選定過程について、運用委員会の議事要旨をホームページに掲載した。 ③ 国内株式及び外国株式アクティブ運用においてリザーブファンドとしていた運用受託機関を正規契約先としたことから、選定結果について、ホームページに掲載した。 ④ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日	業務概況書 （平成25年度）	第1四半期 （平成26年度）	第2四半期 （平成26年度）	第3四半期 （平成26年度）	H26.7.4	H26.8.29	H26.11.25	H27.2.27	（３） 運用受託機関等の選定過程や議決権行使結果などは、業務概況書等で適切に公表した。 これに加え、平成27年3月に策定した投資原則では、国民向けにわかりやすい説明資料を合わせて公表した。 これらにより、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （４） 適切に情報公開の際、市場への影響に留意しており、所期の目標を達成していると考え （５） 運用受託機関等の選定について、適切に運用委員会で審議しており、所期の目標を達成していると考え	
業務概況書 （平成25年度）	第1四半期 （平成26年度）	第2四半期 （平成26年度）	第3四半期 （平成26年度）												
H26.7.4	H26.8.29	H26.11.25	H27.2.27												

					本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえて公表した日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて(平成26年5月30日)に沿った対応を行い、平成26年4月から6月の運用受託機関におけるスチュワードシップ活動についてホームページに掲載した。 ⑤ 株主議決権行使状況の概要の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載した。		
			(6)運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に運用委員会の議事録を公表するための所要の手続きを進める。	(6)運用委員会の議事録について、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に公表するよう所要の手続きを進めたか。 (7)資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。 (iiについては事前に明らかにされているか。) i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための	(6)外国債券アクティブ運用及びパッシブ運用の運用受託機関の選定に当たり、第1次審査及び第2次審査結果について、運用委員会で議論を進めた。加えて、国内株式、外国債券及び外国株式のトランジション・マネジャーの選定に当たっては、運用委託手数料の水準も含めて運用委員会で審議し、トランジション・マネジャーの選定を行った。 開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表した。 また、運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一定期間(7年)経過後の議事録公表に向けた、所要の手続きを行った。	(6) 適切に、運用委員会の議事録の公表を進めており、所期の目標を達成していると考え る。 (7) 資金の運用の実績やその基本方針については適切に公表しており、所期の目標を達成していると考え る。	

				基準（以下「運用方針等」という。） (8)資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。		（８） 資金の性格等を踏まえた法人の責任については、３月に策定した投資原則及び行動規範等で明らかにしており、所期の目標を上回る成果が得られていると考える。 〈課題と対応〉 特になし	
--	--	--	--	---	--	--	--

4．その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	基本ポートフォリオ		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、具体的に記述されているため） 難易度：「高」（財政検証結果を踏まえ、長期的な経済・運用環境の変化に即した適切な見直しを出来るだけ速やかに実施することとされたため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ										
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度		
	基本ポートフォリオ策定	財政検証後次期中期計画までに作成	約 1 0 ヶ月で策定（第 2 期中期計画策定時）	—	—	—	—	約 5 ヶ月で策定	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととする。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。	4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）基本ポートフォリオの基本的考え方 基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証につい	4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）基本ポートフォリオ 次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。 ・資産構成割合 国内債券３５％ 国内株式２５％ 外国債券１５％ 外国株式２５％ ・乖離許容幅 国内債権±１０％ 国内株式±９％ 外国債券±４％ 外国株式±８％ （注）運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他運用委	＜評価の視点＞ (1)基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分に考慮したか。	4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 （１）財政検証結果の公表と基本ポートフォリオの見直し ① 平成２６年度は、第２期中期計画の最終年度となることから、年度当初より、平成２７年度から始まる第３期中期計画の策定に向けて準備を進めてきた。 ② 平成２６年６月に年金制度について５年に一度実施される財政の現況及び見通し（いわゆる「財政検証」）が公表され、併せて、厚生労働大臣から基本ポートフォリオの検討作業を前倒しするよう要請があった。 ③ このため、長期的な経済環境の変化に速やかに対応する観点から、公表された財政検証の結果を踏まえ、厚生労働大臣が任命する金融・経済の専門家で構成される運用委員会及其の下に設けられた検討作業班において、基本ポートフォリオの見直し作業を精力的に進めた。 ④ 基本ポートフォリオの見直しは、財政検証の公表以降、運用委員会で７回、検討作業班で６回、合計１３回にわたって、資金運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき審議された。 ⑤ 平成２６年１０月２３日の運用委員会において承認の議決がなされた後、理事長から第２期中期計画の変更案として厚生労働大臣あて認可申請を行い、同月３１日の独立行政法人評価委員会年金部会の審議を経て、同日厚生労働大臣の認可を受け、公表した。 (運用委員会における検討) ・第８０回 運用委員会 平成２６年 ６月２０日	＜評定と根拠＞ 評定：Ｓ 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、法人の自主的な取組による創意工夫や目標策定時に想定した以上の政策実現を達成したことから、所期の目標を上回る成果が得られており、さらに、重要かつ難易度の高い目標を達成したことを考慮して、評定を一段階引き上げ、Ｓと評価する。 【評価の視点】 （１） 平成２６年１０月３１日に厚生労働大臣から指示された変更後の中期目標は、本来、平成２７年４月からの第３期中期目標として示される内容であり、検討作業を精力的に行う必要があることから、今回の基本ポートフォリオの変更は、重要かつ難易度の高い目標を達成したと考える。 また、変更後の中期目標において「名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこと」とされたことを踏まえ、ポートフォリオの選定において、名目賃金上昇率を下回るときの平均不足率（条件付平均不足率）を採用したことや	評価	A
							＜評定に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされていると確認できる。 また、基本ポートフォリオの策定に関しては、「日本再興戦略」改訂 2014 により、中期計画の要請に加え、より重要かつ難易度の高い課題として課されており、適切に実施されたものと評価できる。 なお、財政検証公表後約 5 ヶ月（前回財政検証時は約 10 ヶ月）で迅速な見直しを行っており、定量的にも標準を相当程度上回っていると認められる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ マクロ経済や市場等の動向を注視しつつ、今回設定した長期的な前提に変化がないか、年金財政も踏まえて定期的に検証を行い、必要に応じて見直しを検討することが望まれる。 ＜その他事項＞	

		て、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。 （２）基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。 ・資産構成割合 国内債券３５％ 国内株式２５％ 外国債券１５％ 外国株式２５％ ・乖離許容幅 国内債権±１０％ 国内株式±９％ 外国債券±４％ 外国株式±８％ （注）運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベート	員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とする。 また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。	・第８１回 運用委員会 平成２６年 ７月１０日 ・第８２回 運用委員会 平成２６年 ７月２４日 ・第８３回 運用委員会 平成２６年 ８月 ５日 ・第８４回 運用委員会 平成２６年 ９月１９日 ・第８５回 運用委員会 平成２６年１０月 ３日 ・第８６回 運用委員会 平成２６年１０月２３日 （２）新しい基本ポートフォリオの考え方 ① 基本ポートフォリオ策定の前提となる期待リターンの推計において、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえ、財政検証と整合性をとって、足下から向こう１０年間の金利上昇シナリオを想定した。 ② また、運用目標の元となった財政検証のケースＥに相当する「経済中位ケース」、市場に織り込まれている将来の金利水準を前提とした「市場基準ケース」（財政検証のケースＧに相当）の２つのケースを想定した。 □ 各資産のリターン、リスク等を設定した後、運用目標（名目賃金上昇率＋１．７％）を満たしつつ、その一方で、下方確率が全額国内債券運用の場合を下回り、かつ、条件付平均不足率が最も小さいポートフォリオを選定した。 ④ 条件付平均不足率の計測においては、株式等が想定よりも下振れ確率が大きい場合（いわゆる「テイルリスク」）もあることを考慮し、正規分布に加えて、過去２０年のデータに基づく経験分布も利用した。 ⑤ 基本ポートフォリオで運用した場合の積立金の時系列推移を推計するため、ケースごとに１０万回のシミュレーションを行い、予定積立金額を確保できないリスク（確率）を確認した。 ⑥ その結果、新たに選定された基本ポートフォリオは、従来と比べ、より分散投資を進めるものとなった。 ⑦ また、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で、市場環境の適切な見直しを踏まえ、機動的な運用ができることとした。	オルタナティブ資産について５％上限の範囲内で取り組むこととしたこと、さらに、乖離許容幅の中で機動的な運用ができることとしたことなど、法人の自主的な取組による創意工夫を行った。これらのことから、所期の目標を質的に上回る顕著な成果が得られたと考える。	
--	--	--	--	---	--	--

		トエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とする。 また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。			⑧ オルタナティブ投資（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とすることとした。		
	（２）基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。	（３）基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。	（２）基本ポートフォリオの見直し 厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる財政検証に基づき、モデルポートフォリオを他の管理運用主体と共同して作成、公表する。 また、モデルポートフォリオを参	(2)基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、急激な市場変動があった場合には必要に応じて見直しの検討を行っているか。 (3)厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる	（３）基本ポートフォリオの見直し 中期目標等で新たな運用目標やリスクについての考え方が示されたことから、新たな基本ポートフォリオを策定し、平成２６年１０月３１日に公表した。 その後の期間においては急激な市場変動は認められなかった。また積立金基本指針に基づき、他の管理運用主体と共同してモデルポートフォリオを策定し、平成２７年３月２０日に公表した。 第３期中期計画を策定するに当たっては、平成２６年１０月に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認し、第３期の基本ポートフォリオとして継続すること	（２）基本ポートフォリオの見直しの検討は適切に行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 （３）本来、平成２７年１０月までに策定することとなっている モデルポートフォリオを平成２６年度	

			酌し管理運用法人 の次期基本ポート フォリオを策定す る。	財 政 検 証 に 基 づ き、モデルポート フォリオを他の管 理運用主体と共同 して作成し、公表 を行ったか。	とした。	中に作成し、公表したこと は、目標策定時に想定した 以上の政策実現と考えら れることから、所期の目標 を上回る成果が得られて いると考える。 〈課題と対応〉 特になし	
--	--	--	--	---	------	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6	市場及び民間の活動への影響に対する配慮		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度			2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	
スチュワードシップ活動の把握等	長期的な株主等の利益の最大化を図る観点からの株主議決権行使などの適切な対応	—	—	—	—	—	2 0 件		予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
										決算額（千円）	—	—	—	—	—
										経常費用（千円）	—	—	—	—	—
										経常利益（千円）	—	—	—	—	—
										行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—	—	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項		5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	＜評定と根拠＞ 評定：A 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、市場及び民間の活動への影響については、適切に配慮した。また、株主議決権の行使についても適切な対応を行った。これに加えて、中長期的なリターンの拡大を図る中で、市場及び民間の活動への影響に配慮しつつ、平成26年5月に日本版スチュワードシップ・コードを受け入れ、運用受託機関を通じてスチュワードシップ責任を果たしていくこととする等、法人の自主的な取組による創意工夫を行った。これらを踏まえれば、所期の目標を上回る成果を達成したと考えられることから、Aと評価する。	評定	A
	（１）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は	（１）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。	（１）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。	＜評価の視点＞ (1)資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。 (2)民間企業の経営に対して影響を及ぼさない	（１）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ア 平成26年度における年金特別会計への寄託金償還の見込み額、年金特別会計への納付金見込み額、年金特別会計からの寄託金の見込み額を勘案した上で、年度当初において年間の寄託金償還額等の見通しを策定し、必要な資金については、財投債の償還金及び利金等並びに短期資産を活用した。 イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。 ① 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5％以下となるよう引き続き求めている。この基準を全ての運用受託機関が遵守していることを確認した。 ② 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ③ ア 民間企業の経営に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等	【評価の視点】 （１） 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （２） 民間企業の経営に対する影響については、適切に配慮しており、	＜評定に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 なお、日本版スチュワードシップコードの受け入れに伴い、国内株式を運用するすべての受託機関（20社、昨年度までは0社）に対しヒアリングを行っており、定量的にも相当程度上回る取組として評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うことが望まれる。 ＜その他事項＞	

	行わないこと。		よう、適切に配慮されているか。	説明会において、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレートガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。	所期の目標を達成していると考ええる。													
	① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。	① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。	(3)運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。	イ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延べ9ファンドについては、変更後の方針の提出を受けた。	(3) 運用受託機関等における同一企業発行有価証券の保有については、適切に対応しており、所期の目標を達成していると考ええる。													
	② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。	② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。	(4)運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。	ウ 平成26年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であり、改善が見られた。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ62ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。平成26年度における行使状況は次のとおりである。 (国内株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：40ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0ファンド b 行使内容 ●国内株式 (単位：延べ議案数) <table><tr><td></td><td colspan="3">平成26年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛成</td><td>146,677 (90.5%)</td><td>58 (2.9%)</td><td>—</td></tr></table>		平成26年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛成	146,677 (90.5%)	58 (2.9%)	—	(4) 株主議決権の行使については、昨年度から引き続き適切に対応したことに加え、平成26年5月に日本版スチュワードシップ・コードを受入れ、運用受託機関を通じてスチュワードシップ責任を果たしていくこと等とした。これらのことから、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。	
	平成26年度																	
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数															
賛成	146,677 (90.5%)	58 (2.9%)	—															
	③ 企業経営に直接影響を与えたとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重	③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提			〈課題と対応〉 特になし													

		要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。	出を求める。議決権行使状況については年２回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組状況について評価する。	<table><tr><td>反 対</td><td>15,443 (9.5%)</td><td>1,944 (97.1%)</td><td>－</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>162,120 (100.0%)</td><td>2,002 (100.0%)</td><td>164,122</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 【参考：平成２５年度】 (単位：延べ議案数) <table><tr><td></td><td colspan="3">(参考) 平成２５年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛 成</td><td>142,185 (88.5%)</td><td>46 (3.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>反 対</td><td>18,358 (11.4%)</td><td>1,473 (97.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>56 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>160,599 (100.0%)</td><td>1,519 (100.0%)</td><td>162,118</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 (外国株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数：２２ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：	反 対	15,443 (9.5%)	1,944 (97.1%)	－	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－	棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－	合 計	162,120 (100.0%)	2,002 (100.0%)	164,122		(参考) 平成２５年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	142,185 (88.5%)	46 (3.0%)	－	反 対	18,358 (11.4%)	1,473 (97.0%)	－	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－	棄 権	56 (0.0%)	0 (0.0%)	－	合 計	160,599 (100.0%)	1,519 (100.0%)	162,118		
反 対	15,443 (9.5%)	1,944 (97.1%)	－																																															
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																															
棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																															
合 計	162,120 (100.0%)	2,002 (100.0%)	164,122																																															
	(参考) 平成２５年度																																																	
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																															
賛 成	142,185 (88.5%)	46 (3.0%)	－																																															
反 対	18,358 (11.4%)	1,473 (97.0%)	－																																															
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																															
棄 権	56 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																															
合 計	160,599 (100.0%)	1,519 (100.0%)	162,118																																															

				0ファンド																														
				(単位：延べ議案数)																														
				<table><tr><td></td><td colspan="3">平成26年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛成</td><td>158,519 (92.6%)</td><td>2,310 (43.8%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反対</td><td>12,637 (7.4%)</td><td>2,908 (55.2%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄権</td><td>41 (0.0%)</td><td>51 (1.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合計</td><td>171,197 (100.0%)</td><td>5,269 (100.0%)</td><td>176,466</td></tr></table>		平成26年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛成	158,519 (92.6%)	2,310 (43.8%)	—	反対	12,637 (7.4%)	2,908 (55.2%)	—	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄権	41 (0.0%)	51 (1.0%)	—	合計	171,197 (100.0%)	5,269 (100.0%)	176,466		
	平成26年度																																	
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																															
賛成	158,519 (92.6%)	2,310 (43.8%)	—																															
反対	12,637 (7.4%)	2,908 (55.2%)	—																															
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																															
棄権	41 (0.0%)	51 (1.0%)	—																															
合計	171,197 (100.0%)	5,269 (100.0%)	176,466																															
				(注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。																														
				【参考：平成25年度】																														
				(単位：延べ議案数)																														
				<table><tr><td></td><td colspan="3">(参考) 平成25年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛成</td><td>145,854 (93.7%)</td><td>1,814 (31.3%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反対</td><td>9,695 (6.2%)</td><td>3,892 (67.2%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄権</td><td>34 (0.0%)</td><td>85 (1.5%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合計</td><td>155,583 (100.0%)</td><td>5,791 (100.0%)</td><td>161,374</td></tr></table>		(参考) 平成25年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛成	145,854 (93.7%)	1,814 (31.3%)	—	反対	9,695 (6.2%)	3,892 (67.2%)	—	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄権	34 (0.0%)	85 (1.5%)	—	合計	155,583 (100.0%)	5,791 (100.0%)	161,374		
	(参考) 平成25年度																																	
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																															
賛成	145,854 (93.7%)	1,814 (31.3%)	—																															
反対	9,695 (6.2%)	3,892 (67.2%)	—																															
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																															
棄権	34 (0.0%)	85 (1.5%)	—																															
合計	155,583 (100.0%)	5,791 (100.0%)	161,374																															
				(注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。																														
				エ 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。																														
				・株主議決権行使ガイドラインの整備状況																														
				・行使体制																														

					・行使状況 平成２６年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。 この評価結果は平成２７年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。 ④ ア 平成２６年５月、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明し、その実施状況の概要の公表を通じて、スチュワードシップ責任を果たしていくこととした。また、同年８月までに、国内株式の運用を委託する全ての運用受託機関２０社も同コードの受け入れを表明した。 イ 平成２６年１０月に全ての運用受託機関に対しヒアリングを実施し、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の把握に努めた。運用受託機関におけるエンゲージメント活動の状況については、次のような報告を受けた ・具体的な事業戦略について建設的な意見交換を行った ・ガバナンスの実効性を確保するため社外取締役の役割の明確化を求め実態把握に努めている ・長期的な資本生産性の向上の観点からＲＯＥの向上策について議論した ・リスクへの対応として児童労働や劣悪な労働環境等の防止策を確認した ・反社会的行為の再発防止策等を確認した ・株主に対する説明責任（ＩＲに対する姿勢）の重要性を伝え、投資先企業の経営陣が海外へ出向いて主要株主や投資家を集め、自社の決算内容や経営戦略などを説明する活動を実施した結果、投資家の理解が深まり事業価値を高めるための建設的な議論へ繋がった		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－7	年金給付のための流動性の確保		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（年金積立金の管理運用において、必要な年金給付に対応したキャッシュ・アウトを確実に行うことは必須であり、平成 21 年財政検証により想定されたキャッシュ・アウトの増加に適切に対応する必要があったため。） 難易度：「高」（財投債の残高が減少する中で、本中期目標期間に経済動向も踏まえ本格化した多額のキャッシュ・アウトに対して、対応を求められたため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度			2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
										予算額（千円）	—	—	—	—
										決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
										経常費用（千円）				
										経常利益（千円）				
										行政サービス実施コスト（千円）				
										従事人員数				
											—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	（2）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ	（2）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効	（2）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効		（2）年金給付のための流動性の確保 年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行うため、以下の取組を行った。 ① キャッシュアウトについては、財投債ファンド及びキャッシュアウト等対応ファンドの満期償還金・利金等並びに短期資産を活用した。また、基本ポートフォリオの見直しに合わせて、財政検証で想定され	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、市場の価格形成等に配慮しつつ、年金給付のための流動性を確保することを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、B と評価する。	評定 B ＜評定に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。

	つ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。	率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。	＜評価の視点＞ (1)年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。 (2)市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。	ている第3期中期計画期間（平成27～31年度）のキャッシュアウト見込額（経済中位ケースで約20兆円）について、法人が自家運用している財投債及びキャッシュアウト等対応ファンドの満期償還金・利金により概ね賄えるよう、キャッシュアウト等対応ファンドの増額を行った。 ② また、仮に資産の売却を行う場合は、市場に悪影響を与えることのないよう以下の工夫を行うこととしている。 - 売却のタイミングや回収金額を分散して実施 - 売却資産は、市場動向の分析を踏まえて、市場に悪影響を与えないように資産を選定 - 売却する際は、複数の運用機関に分けて当法人の投資行動が市場に把握されないように実施 - 売却にあたって問題が生じていないかヒアリングを行うなど運用機関との綿密な連携を実施 ③ 従来、月次で市場動向の把握・分析を行い、情報を提供していたが、平成27年1月以降は、週次で法人内への情報提供を行った。 ④ 短期借入に備えて借入先の選定を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。ただし、平成26年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。	【評価の視点】 (1) 年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、財投債及びキャッシュアウト等対応ファンドの満期償還金・利金などで全てのキャッシュアウトに対応できた。また、基本ポートフォリオの見直しに併せて財政検証を踏まえて、キャッシュアウト等対応ファンドを拡充し、第3期中期計画期間のキャッシュアウト見込額への対応を図った。これらのことから、所期の目標を達成していると考ええる。 (2) 市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化については、適切に行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞
--	--	--	---	--	---	---	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－8	内部統制の一層の強化に向けた体制整備等		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、具体的に記述されたため） 難易度：「高」（迅速な基本ポートフォリオの見直しとあわせガバナンス体制の強化を図ることとされたため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度			2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	
運用委員会等開 催数	運用委員会に よる内部統制	11 回 （運用委員会 11 回）	10 回 （運用委員 会 10 回）	13 回 （運用委員 会 9 回、検討 作業班 4 回）	10 回 （運用委員 会 9 回、検討 作業班 1 回）	15 回 （運用委員 会 12 回、検 討作業班 3 回）	26 回 （運用委員 会 15 回、検 討作業班 6 回、ガバナン ス会議 5 回）		予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財 務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、 評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
									決算額（千円）	—	—	—	—	—	
									経常費用（千円）	—	—	—	—	—	
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—	
									行政サービス実 施コスト（千円）	—	—	—	—	—	
									従事人員数	—	—	—	—	—	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第3 業務の質の向上に関する事項	第2 業務の質の向上に関する事項	第2 業務の質の向上に関する事項		第2 業務の質の向上に関する事項	＜評定と根拠＞ 評定：S 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、内部統制の一層の強化に向けた体制整備並びに管理運用能力の向上については、法人の自主的な取組みによる創意工夫を行い、所期の目標を上回る成果が得られており、さらに、重要かつ難易度の高い目標を達成したことを考慮して、評定を一段階引き上げ、S と評価する。 【評価の視点】 (1) 平成25年12月24日及び平成26年6月24日の閣議決定並びに同年10月31日の運用委員会の建議を踏まえ、独立行政法人の枠組みの中でできる範囲のガバナンス体制の強化を図ったことは、重要かつ難易度の高い目標を達成したと考える。 具体的には、中期計画及び業務方法書の作成・変更にかかる運用委員会の事前承認の導入、運用に係る専門人材を理事に任命、CIO（最高投資責任者）の設置、CIOを委員	評定	A
	2. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守及び受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。 また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。 さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し適切な措置を講ず	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよ	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 (2) 内部統制の基本方針に基づき、リスク		＜評価の視点＞ (1) 内部統制（業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告の信頼性等）に係る取組を行ったか。	(1) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において「運用委員会について（中略）資金運用の重要な方針等について、実質的に決定できる体制を整備する。」こととされた。また、「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において「基本ポートフォリオの見直しを機に、法人のガバナンス体制の強化を図る必要があり、まずは、フォワードルッキングな観点からリスク管理体制の再構築等を行うことで、より機動的な運用を目指す。」と決定された。さらに、運用委員会から、今回の基本ポートフォリオの見直しに併せて、ガバナンス体制の強化について建議がなされた。 (2) 内部体制の強化については、上記2つの閣議決定及び運用委員会建議を踏まえ、以下の取組みを実施。 ① 平成26年8月に、基本ポートフォリオのような資金運用の重要な方針等については、理事長による決定の前提として、運用委員会の議決による事前承認を必要とする仕組みを導入した。 ② また、平成26年10月にコンプライアンス・オフィサーを任命し、役職員のコンプライアンス遵守状況を監視する体制を整備するとともに、 ③ 運用委員会の下に「ガバナンス会議」を設置し、当法人の「投資原則」・「行動規範」の策定及びその遵守状況の監視を行うこととした。 ④ さらに、平成27年1月には、運用に係る専門人材を理事に任命するとともに、 ⑤ 管理運用業務に係る投資決定を統括する者としてCIO（最高投資責任者）を設置し、当該理事に兼務させ、 ⑥ 投資決定を適切に行うため、CIOを委員長とし、理事長及び指名する者を委員とする投資委員会を設置した。 (3) 内部統制については、内部統制の基本方針等に基づき、以	＜評定に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされていると確認できる。 また、「日本再興戦略」改訂2014により、基本ポートフォリオの見直しにあわせ、ガバナンス体制の強化を図ることとされ、中期計画の要請に加え、より重要かつ難易度の高い課題として課されており、特に、基本ポートフォリオ見直しの際の運用委員会の建議に基づき、運用委員会、ガバナンス委員会で議論を重ね、GPIFの運用について国民の皆様との約束となる「投資原則」、「行動規範」を定めた点は、管理運用体制を強固なものとし、説明責任を果たしつつ、国民の皆様から更なる信頼を得る礎石とし高く評価できる。 なお、ガバナンス会議の設置等により、運用委員会と合わせた会議開催数は、26回（平成25年度は12回）となっており、定量的にも運用委員会による監視状況の相当程度の高まりが認められる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ガバナンス強化は不断の課題であり、引き続き鋭意取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞	

	ること。 う、所要の体制整備等を図る。 さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設ける。	の管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施する。	(2)年金積立金の管理及び運用に当たり、責任体制の明確化が図られているか。 (3)受託者責任を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び管理運用方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。	下のとおり適切に行った。 ① 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画を四半期ごとに分割して設定した目標に対する実績を、経営企画会議において四半期ごとに把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。 ② 法令等の遵守体制の整備 法令等の遵守について、関係法令及び管理運用方針の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、関係法令の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行った。 また、法令遵守体制の重要性の認識を深め、実践的なコンプライアンス行動を習得するため、コンプライアンス委員会の開催時に外部委員（弁護士）から民間企業の実例を基にしたコンプライアンス上の注意、行動等について説明を受けた。さらに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成26年4月・10月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。 なお、平成26年度は、内部統制の強化の一環として、10月にコンプライアンス・オフィサーを任命した。また、運用委員会からの建議を踏まえ、3月に投資原則及び行動規範を制定し、ホームページに掲載するとともに、投資原則及び行動規範に則り、管理運用業務を実施し、国民から信頼される組織であるべく行動するよう役職員へ周知徹底を図った。（再掲） ③ 損失危機管理の体制の整備 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。 また、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた	長とする投資委員会の設置、運用委員会におけるガバナンス会議の設置、投資原則及び行動規範の策定、コンプライアンス・オフィサーの設置など、法人の自主的な取組みによる創意工夫を行った。これらのことから、所期の目標を質的に上回る顕著な成果が得られたと考える。 (2) 責任体制については、内部統制の基本方針及び内部規程において明確にされており、所期の目標を達成していると考ええる。 (3) 役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックを作成し、周知を図っており、所期の目標を達成していると考ええる。	
--	--	--------------------------------	---	--	---	--

			(3) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関する制約に係る規程の適切な運用を行う。	(4)運用受託機関等に対し、契約等において、受託者責任(慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守)を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。	「運営リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）し、理事長を委員長とする運営リスク管理委員会（平成26年4月・10月）に報告するとともに、役職員に周知することで運営リスクへの対応認識の共有を図った。 ④ 情報保存管理の体制の整備 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。また、標的型攻撃メールを受信した場合に備え、模擬標的型攻撃メールを用いた対策訓練を実施した。 ⑤ 財務報告等信頼性確保の体制の整備 財務報告等の信頼性を確保するため、経営管理会議、企画会議及び三様監査会議（監事、会計監査人及び監査室で組織）で審議を実施した。 (4) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、次の措置を行った。 ① 平成26年6月2日に開催した運用受託機関等説明会において、契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 ② 定期ミーティング時並びに運用やリスク管理及び資産管理の状況に係る報告を求める際、コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 <運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引	(4) 運用受託機関等説明会、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っており、所期の目標を達成していると考え	
--	--	--	--	---	--	---	--

				オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 8 6 号（8 6 号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、8 6 号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 <資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 8 6 号（8 6 号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、8 6 号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 （5）内部監査 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制の P D C A サイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、諸規程等に準拠した事務処理状況等、契約及び収入・支出に関する事務処理状況及び法令等に基づく公表状況等について監査を実施した。 ① 平成 2 6 年度の内部監査は、年度監査実施計画を策定し、定期監査を 2 回、情報セキュリティ監査を 1 回下表のとおり実施した。 ② 監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。								
				<table><tr><th>監査実施 期 間</th><th>対象部室</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td>管理部</td><td>・【第 1 回】定期監査</td></tr></table>	監査実施 期 間	対象部室	備考		管理部	・【第 1 回】定期監査		
監査実施 期 間	対象部室	備考										
	管理部	・【第 1 回】定期監査										

				施された。	<table><tr><th>年 月</th><th>対象部室等</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>26. 4～6</td><td>管理部 企画部</td><td>重点事項監査</td></tr><tr><td>26. 6</td><td>管理部</td><td>平成 2 5 年度決算(会計)監査</td></tr><tr><td>26. 6</td><td>理事長</td><td>平成 2 5 年度監査報告(内部統制を含む。)</td></tr><tr><td>26. 11～12</td><td>全部室</td><td>業務監査(各部室長へのヒアリング等)</td></tr><tr><td>通年</td><td>全部室</td><td>経常監査(理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)</td></tr></table>	年 月	対象部室等	実施内容等	26. 4～6	管理部 企画部	重点事項監査	26. 6	管理部	平成 2 5 年度決算(会計)監査	26. 6	理事長	平成 2 5 年度監査報告(内部統制を含む。)	26. 11～12	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)	通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)	
					年 月	対象部室等	実施内容等																	
					26. 4～6	管理部 企画部	重点事項監査																	
					26. 6	管理部	平成 2 5 年度決算(会計)監査																	
					26. 6	理事長	平成 2 5 年度監査報告(内部統制を含む。)																	
					26. 11～12	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)																	
通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営管理会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)																						
① 平成 2 6 年監事監査の充実・強化の取組実績																								
ア 「平成 2 6 年度監事監査計画」を作成し監事監査の狙い・使命、監事の存在意義・責務を役職員に周知																								
イ 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画表、同実績表を作成し、実績の進捗管理を実施																								
ウ 「内部統制に関する監事監査実施基準」に基づき、「内部統制に関する監事監査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する監事監査チェックリスト・評価表」及び「監事監査 I T ガバナンスチェックリスト」を活用し、内部統制監査の効率化を推進																								
エ 会計監査人（年 5 回の連絡会議開催）及び監査室（随時の連絡会）との緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監事、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施																								
オ 企画会議・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施																								
カ 監事監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、（b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、（c）監事による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、（d）不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化																								

				し、それぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営改革に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念頭においた監事活動を実施 (7) 会計監査人の監査 会計監査人による監査については、平成25年度決算に係る会計監査及び平成26年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。 また、平成25年度決算に係る監査報告書については、運用委員会に報告した。 <table><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>26.4～5</td><td>平成25年度の会計監査（期中監査）</td></tr><tr><td>26.4～6</td><td>平成25年度の会計監査（期末監査）</td></tr><tr><td>26.6</td><td>平成25年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td></tr><tr><td>26.11 ～ 27.3</td><td>平成26年度の会計監査（期中監査）</td></tr></table> (8) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、「役員の再就職の制限に関する規程」により、役員の再就職に関し一定の制約を設けていることを役員交代時に説明し、所要の手続きを行う等、適切な運用を行った。 2. 管理及び運用能力の向上 (1) 職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。 また、採用面接を、若手や専門性の高い職員を含めた複数の職員により多角的に行うとともに、採用予定者の選考等については「職員採用委員会」で審議を行い、管理運用法人の業務運営能力の向上等に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。 平成26年度においては、これらのプロセスを通じて採用作業を進め、若手職員を中心に5名を採用し、1名を内定者として決定した。 なお、平成26年度第4四半期から高度で専門的な人材の募集を開始した。 <table><tr><td></td><td>26 年度</td></tr><tr><td>応募者総数</td><td>215 名</td></tr></table>	年 月	実施内容等	26.4～5	平成25年度の会計監査（期中監査）	26.4～6	平成25年度の会計監査（期末監査）	26.6	平成25年度の「独立監査人の監査報告書」受領	26.11 ～ 27.3	平成26年度の会計監査（期中監査）		26 年度	応募者総数	215 名		
年 月	実施内容等																			
26.4～5	平成25年度の会計監査（期中監査）																			
26.4～6	平成25年度の会計監査（期末監査）																			
26.6	平成25年度の「独立監査人の監査報告書」受領																			
26.11 ～ 27.3	平成26年度の会計監査（期中監査）																			
	26 年度																			
応募者総数	215 名																			
3. 管理及び運用能力の向上 法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き、資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うこと。	2. 管理及び運用能力の向上 法人全体の人件費等を見据えつつ、引き続き、金融分野の実務経験者といった資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等に応じ年金積立金の管理及び運用の基盤となる情	2. 管理及び運用能力の向上 (1) 職員の採用に当たっては、法人全体の人件費等を見据えつつ、高度で専門的な人材を採用するなど、資質の高い人材をより広く求める。 (2) 研修計画を策定し、職員の資質の向上を図るため、資金運用等の分	(5)運用経験者の採用など、資質の高い人材をより広く求める職員採用を行ったか。 (6)資質の高い人材の確保・育成を進めるための対応を行ったか。																	
				(5) 運用に係る専門人材を理事に任命するとともに、業務体系の見直しを実施し、高度で専門的な人材の公募を行うなど、重要かつ難易度の高い目標を達成しており、所期の目標を達成していると考え (6)(7)(8) 職員の資質の向上を図るため、研修計画に基づき研修を実施するとともに、業務に関連																

		報システムの整備等を行う。	野に係る専門的かつ実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	(7)職員の資質の向上を図るための研修計画を策定し、資産運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修を実施したか。 (8)資産運用等の分野に係る資格の取得を支援するための措置をとったか。 (9)資格を保有する職員数の増加など、研修や資格取得の支援や中途採用が成果をもたらしているか。	<table><tr><td>採用決定者数</td><td>6 名</td></tr></table> (2) 平成27年1月に運用に係る専門人材を理事に任命するとともに、専門人材の強化を図るため、外部コンサルタントの提言を踏まえ、給与体系の見直しを実施し、平成27年2月から、オルタナティブ運用担当職員及び運用リスク管理責任者等の公募を行った。 (3) 職員の資質の向上を図るため、研修計画を策定し、以下の研修を実施するとともに、業務に関連する資格取得の推進に努めた。 職員の資質向上を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修計画を策定し、平成26年度の研修を次のとおり実施した。 <table><tr><td></td><td>26 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>69 回</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>262 名</td></tr></table> 【一般研修】（職員の基礎的な資質の向上を図るための研修、福利厚生上の研修） ① 階層別研修 ア 新人研修 平成26年度に採用した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織、業務、遵守事項等についての研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>26 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>5 回（4 月、7 月、9 月、1 月、3 月）</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>11 名</td></tr></table> ② 内部統制関連研修 ア 情報セキュリティ研修 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>26 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>1 回（12 月 集合研修）</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>83 名</td></tr></table>	採用決定者数	6 名		26 年度	研修回数	69 回	参加延べ数	262 名		26 年度	研修回数	5 回（4 月、7 月、9 月、1 月、3 月）	参加延べ数	11 名		26 年度	研修回数	1 回（12 月 集合研修）	参加延べ数	83 名	する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考ええる。	(9) 証券アナリスト資格の取得、支援及び中途採用の結果、証券アナリスト資格取得者が昨年度に比べ3人増加したことから、所期の目標を達成していると考ええる。
採用決定者数	6 名																										
	26 年度																										
研修回数	69 回																										
参加延べ数	262 名																										
	26 年度																										
研修回数	5 回（4 月、7 月、9 月、1 月、3 月）																										
参加延べ数	11 名																										
	26 年度																										
研修回数	1 回（12 月 集合研修）																										
参加延べ数	83 名																										

				【専門実務研修】（資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修） ① 業務研修〔管理運用業務〕 ア 外部有識者研修 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成26年度は、海外年金における共同投資プログラムについての具体的な事例についてや国内外の経済動向など時宜にかなった話題を取り上げた。 <table><tr><td></td><td>26 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>4 回（4～3 月）</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>86 名</td></tr></table> イ 外部セミナー等への参加 資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な知識を得るため、外部で企画されたセミナー等に参加させた。 <table><tr><td></td><td>26 年度</td></tr><tr><td>セミナー数</td><td>36 セミナー</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>57 名</td></tr></table> ウ 海外研修等への派遣 国際機関主催の会議や海外年金の調査、委託調査研究の海外調査への同行に職員延べ10名を派遣し、国際会議では、講演者やパネラーとしても参加する等、積極的に情報収集や意見交換に努めるとともに、海外年金調査や委託調査研究の海外調査への同行を通じて海外年金基金等との関係強化を図った。また、イベント終了後海外年金基金等の動向に関する情報等を役職員で共有した。 <table><tr><td>出張月</td><td>場所</td></tr><tr><td>5 月</td><td>ロンドン（2 回）</td></tr><tr><td>9 月</td><td>ロッテルダム</td></tr><tr><td>9 月</td><td>ソウル</td></tr><tr><td>10 月</td><td>ボストン</td></tr><tr><td>11 月</td><td>シンガポール（2 回）</td></tr><tr><td>11 月</td><td>メルボルン等</td></tr></table>		26 年度	研修回数	4 回（4～3 月）	参加延べ人数	86 名		26 年度	セミナー数	36 セミナー	参加延べ人数	57 名	出張月	場所	5 月	ロンドン（2 回）	9 月	ロッテルダム	9 月	ソウル	10 月	ボストン	11 月	シンガポール（2 回）	11 月	メルボルン等		
	26 年度																															
研修回数	4 回（4～3 月）																															
参加延べ人数	86 名																															
	26 年度																															
セミナー数	36 セミナー																															
参加延べ人数	57 名																															
出張月	場所																															
5 月	ロンドン（2 回）																															
9 月	ロッテルダム																															
9 月	ソウル																															
10 月	ボストン																															
11 月	シンガポール（2 回）																															
11 月	メルボルン等																															

				<table><tr><td>1 2 月</td><td>ロンドン</td></tr><tr><td>1 月</td><td>ダボス</td></tr></table>	1 2 月	ロンドン	1 月	ダボス										
1 2 月	ロンドン																	
1 月	ダボス																	
				② 専門資格取得等 ア 証券アナリスト資格取得 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 <table><tr><td></td><td>26 年度</td></tr><tr><td>二次合格者数（累積）</td><td>33 名</td></tr></table>		26 年度	二次合格者数（累積）	33 名										
	26 年度																	
二次合格者数（累積）	33 名																	
				イ 大学院入学補助 専門実務研修の一環として、金融等の基礎理論から実践までを視野に入れた総合的な専門性の向上を図ることを目的として創設している職員の大学院入学補助制度を活用し、平成 2 7 年 3 月に職員 1 名が大学院を卒業した。 <table><tr><td>受講年度</td><td>人数</td></tr><tr><td>19～20 年度(20 年度修了)</td><td>1 名</td></tr><tr><td>21～22 年度(22 年度修了)</td><td>1 名</td></tr><tr><td>23～24 年度(24 年度修了)</td><td>1 名</td></tr><tr><td>24～25 年度(25 年度修了)</td><td>1 名</td></tr><tr><td>25～26 年度(26 年度修了)</td><td>1 名</td></tr></table>	受講年度	人数	19～20 年度(20 年度修了)	1 名	21～22 年度(22 年度修了)	1 名	23～24 年度(24 年度修了)	1 名	24～25 年度(25 年度修了)	1 名	25～26 年度(26 年度修了)	1 名		
受講年度	人数																	
19～20 年度(20 年度修了)	1 名																	
21～22 年度(22 年度修了)	1 名																	
23～24 年度(24 年度修了)	1 名																	
24～25 年度(25 年度修了)	1 名																	
25～26 年度(26 年度修了)	1 名																	
				ウ I T パスポート資格取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及び I T リテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（I P A）が実施する国家試験 I T パスポート資格取得に係る受験料について支援を行った。 <table><tr><td></td><td>26 年度</td></tr><tr><td>合格者数（累積）</td><td>13 名</td></tr></table>		26 年度	合格者数（累積）	13 名										
	26 年度																	
合格者数（累積）	13 名																	
				③ その他業務担当者の研修 担当職員の資質向上を図る観点から、外部で企画された研修等に参加させた。 <table><tr><td></td><td>26 年度</td></tr></table>		26 年度												
	26 年度																	

				<table><tr><td>研修回数</td><td>11 回（4 月～2 月）</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>13 名</td></tr></table>	研修回数	11 回（4 月～2 月）	参加延べ数	13 名			
研修回数	11 回（4 月～2 月）										
参加延べ数	13 名										
		（３）年金積立金の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理（ＧＰＤＲ）システムの安定稼働に努めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等については適宜対応する。また、運用対象の多様化に向けた対応を進める。	(10)運用手法の見直しや制度変更等に応じ、情報システムの整備等を所定の手続に従って適切に行ったか。 (11)業務改善の取組を適切に講じているか。 ※業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が懸念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等 (12)国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がな	（４）年金積立金の管理及び運用の基盤となる年金積立金データ管理（ＧＰＤＲ）システムの安定稼働を維持すべく以下の取組みを実施した。 ① 定例及び随時の会議における外部委託業者からの報告や関係者間の連携を徹底させたことに加え、システム障害発生時には迅速な復旧を目的とするインシデント管理と、原因追求及び再発防止を目的とする問題管理を分離することにより、業務への影響の回避に努めた。 ② ＧＰＤＲシステムの運用業務については、標準化された運用管理プロセスの継続的改善活動が定着していることを確認した。 ③ 年金積立金データ標準化（MRKサービス）業務については、インシデント管理の徹底に努めるとともに、構築した継続的改善活動の実施状況について確認した。 ④ ＧＰＤＲシステムの機器更改に伴う新たなシステム基盤へのアプリケーション及びデータ移行については、当該移行業務受託業者及び機器更改業務受託業者との合同ミーティングを通じた進捗及び課題管理の徹底により、受入環境等の構築、動作確認作業、アプリケーションの改修、各種テストを経て移行を完了した。 ⑤ 運用対象多様化方針を踏まえたシステム整備等を行うため、「オルタナティブ投資支援システム関連製品等に係る情報提供依頼」をホームページに掲載し幅広く情報収集を行うとともに、「運用多様化のためのシステム整備等に係るプロジェクト」を立ち上げ、国内外の年金基金等におけるオルタナティブ投資に係るシステムの整備状況について先行事例調査を実施する等システム化計画の策定に着手した。 なお、当該プロジェクトにおいてシステム整備等に係る検討・調達等のマネジメント支援を専門的な知見及び経験を有する者から得るため、支援業者を企画競争により調達した。	（１０） 情報システムの整備等を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （１１） 業務改善の取組みを適切に講じており、所期の目標を達成していると考ええる。 （１２）（１４） 第２期中期目標期間の最終年度である平成２６年度に総務省の「主要な事務及び事業の改善に関する勧告の方向性」に沿った厚生労働省からの第３期中						

			いか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 (13) 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。 ※ 独立行政法人会計基準上の関連公益法人に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、①当該業務委託等の必要性、②独立行政法人自ら行わず他者に行わせる必要性、③①及び②の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等 (14) 中期目標期間終了時に		期目標が指示され、管理運用法人では当該中期目標に基づく第3期中期計画を作成しており、所期の目標を達成している。 (13) 関連公益法人はない。 〈課題と対応〉 特になし	
--	--	--	--	--	---	--

				において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－9	調査・研究の充実		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度			2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
													</		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第 3 業務の質の向上に関する事項 4. 調査・分析の充実 基本ポートフォリオに基づく管理・運用能力の向上のための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・ア	第 2 業務の質の向上に関する事項 3. 調査・分析の充実 内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努	3. 調査・分析の充実 （1）大学等の研究機関との連携を通じて、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究の充	<評価の視点> (1)内外の経済動向を積極的に把握するととも	3. 調査・分析の充実 （1）大学共同研究等 年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、大学等との共同研究を実施した。具体的には、長期運用を前提とした公的年金積立金運用の枠組みの研究で 4 機関と共同研究を実施し、今後の基本ポートフォリオの策定や、フォワードルッキングなリスク分析に活用することを予定している。	<評定と根拠> 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、調査・分析の充実や、業務運営の情報化・電子化に取り組んでおり、所期の目標を達成していると考えことから、B と評価とする。 【評価の視点】 （1）年金積立金の管理運用の高度化を進めるための調査研究を実施し	評定 B <評定に至った理由> 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 情報セキュリティの確保については、国民の関心も高く、引き続き、鋭意取り組むことが望まれる。 <その他事項>

	ウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めること。	め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究を充実する。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進める。	実を図る。 （２）内外の経済動向の把握や、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を、専門調査機関も活用して積極的に行う。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトのため、市場に関する情報収集・分析を行う。 （３）専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。	に、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究について充実を図ったか。 (2)適切なリバランス及びキャッシュアウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進めたか。	（２）調査研究等 年金積立金の管理運用手法の高度化等を進めるため、「年金積立金管理運用独立行政法人におけるスチュワードシップ責任及びESG投資のあり方についての調査研究業務」、「公的年金積立金・資産財政統合リスク分析についての調査研究業務」の委託調査研究を実施した。前者については、運用受託機関の企業に対するエンゲージメント活動を評価する際等での活用を予定している。後者については、資産と財政の間の統合性の取れたリスク分析フレームワークを構築し、作成したプロトタイプツールを検証し、今後のリスク分析の手法・プロセスを構築していく際に活用することとしている。さらに、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施、国内外で開催されるセミナーや研修への参加を積極的に行い、より先進的な事例等に関する情報収集・分析の強化に努めるとともに、年金運用の最新の動向に関する情報等については、役職員で共有することとしている。リバランス及びキャッシュアウト検討時に必要な市場動向の把握のため、経済環境コンサルタント２社を採用し、より詳細な経済・市場動向分析を行うとともに、月次に加え週次でも法人内への情報提供を開始した。 （３）セミナー・研修等 国内外で開催される運用機関主催のセミナーや研修に積極的に参加した。終了後には報告書を作成し、年金運用の最新の動向に関する情報を役職員で共有した。 <table><tr><td>内容</td><td>回数</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>国内外部セミナー</td><td>34</td><td>48</td></tr><tr><td>国際機関等主催会議</td><td>8</td><td>8</td></tr></table>	内容	回数	参加延べ人数	国内外部セミナー	34	48	国際機関等主催会議	8	8	ており、所期の目標を達成していると考え る。 （２）適切なリバランス等のための市場動向分析については、経済環境コンサルタントを採用するなど、その強化を図っており、所期の目標を達成していると考え える。	
内容	回数	参加延べ人数														
国内外部セミナー	34	48														
国際機関等主催会議	8	8														
５．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図ること。	４．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	４．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(3)情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の向上に取り組んだか。	４．業務運営の情報化・電子化の取組 情報セキュリティ管理の実効性を高めるため、以下の取組を実施した。 ① 法人LANシステムの更改により、平成 26 年度初めより新たに導入した法人ネットワークシステムにおいて、既存の侵入防御やウイルス対策機能に加えて、Security Operation Center サービスを用いた不正アクセス防御・監視やアプリケーション単位での通信制御等、多層防御によりセキュリティ機能を一層強化する対策を実施した。また、不正プログラムへの感染や情報漏洩等のリスク回避のためURLフィルタ設定等によるWEBサイト閲覧制限	（３）適切に情報セキュリティに配慮した情報化・電子化の向上に取り組んでおり、所期の目標を達成していると考え る。 〈課題と対応〉 特になし											

					等の対策も併せて実施した。 ② 標的型攻撃メール等の不審メールの受信が頻発している状況を踏まえ、情報セキュリティ対策を強化するため、メールアドレスの文字列構成の見直しを行い、全役職員のメールアドレス変更を実施した。また、標的型攻撃メールを受信した場合の対応について、模擬標的型攻撃メールを用いた対策訓練を実施し、情報セキュリティ対策への意識向上を図った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4．その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－1－1

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	業務運営体制の見直し	効率的な業務運営体制の確立	1 件	3 件（取組数）	0 件（取組数）	0 件（取組数）	1 件（取組数）	4 件（取組数）	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	第 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制	第 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 （1）事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。		第 3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 （1）「日本再興戦略改訂 2 0 1 4」（平成 2 6 年 6 月 2 4 日閣議決定）において「基本ポートフォリオの見直しを機に、法人のガバナンス体制の強化を図る必要があり、まずは、フォワードルッキングな観点からリスク管理体制の再構築等を行うことで、より機動的な運用を目指す。」と決定されたこと、また、運用委員会から、今回の基本ポートフォリオの見直しに併せて、ガバナンス体制の強化について建議がなされたこと等を踏まえ、平成 2 7 年 1 月に運用にかかる専門人材を理事として任命し、併せて、管理運用業務に係る投資決定を統括する者として C I O（最高投資責任者）を設置するとともに、投資決定を適切に行うため、C I O を委	＜評定と根拠＞ 評定：A 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材確保のために、外部コンサルティング会社に報酬体系の改定に関する調査委託を行い、その結果を踏まえ、高度で専門的な人材を円滑に確保できるよう運用専門職員の給与水準について、市場の報酬水準を勘案した改定を行う等、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行った。また、投資決定を適切に行うため、投資委員会を設置するとともに、内部牽制機能を強化するため、投資戦略部（旧調査室）	評定	A ＜評定に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 なお、本項目については、大きな取組を四つ（CIO の設置、投資委員会の設置、運用リスク管理課の設置、給与体系の見直し）行っており、例年に比して定量的にも目標を相当程度上回っていると認められる。（平成 25 年度にはオルタナティブ投資に関する体制強化の取組みを行った。） ＜今後の課題＞ 効率的な業務運営体制の確立については、不断の課題であり、引き続き鋭意取り組むことが望まれる。

		を確立する。		<評価の視点> (1)中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。	員長とし、理事長及び理事長が指名する者を委員とする投資委員会を設置した。 また、内部牽制機能を強化するため、投資戦略部（旧調査室）に運用リスク管理課を設置した。 また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定）において、「高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。」旨の決定がなされたことを受け、平成２６年３月に外部コンサルティング会社に報酬体系の改定に関する調査委託を行い、その調査結果を踏まえ、平成２７年１月１日付けで高度で専門的な人材を円滑に確保できるよう運用専門職員の給与水準について、市場の報酬水準を勘案した設定を行う等、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制整備を行うための対応を図った。 (２) 職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。 平成２６年度においては、平成２５年度下期実績評価（１０～３月）を４～５月に実施し、その結果を６月期の賞与に、平成２６年度上期実績評価（４～９月）を１０～１１月に実施し、その結果を１２月期の賞与に反映させた。 また、能力評価（１～１２月）については、平成２６年１２月に実施し、１月にフィードバック面談を行い、被評価者に結果を通知した。併せて、その結果を平成２７年４月の昇給等へ反映させた。 その他、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。 なお、人事評価について、平成２７年１月に外部コンサルティング会社と契約を締結し、目標管理型制度導入に向けた	に運用リスク管理課を設置した。これらを踏まえれば、所期の目標を上回る成果を達成したと考えられることから、Aと評価する。 【評価の視点】 (１) 閣議決定や運用委員会の建議等を踏まえ、平成２７年１月にリスク管理体制及び内部統制の強化を図るとともに高度で専門的な人材を確保できるよう運用専門職員の給与水準について市場の報酬水準を勘案して設定するなど、重要かつ難易度の高い目標を達成しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (２) 能力・実績を勘案した評価を実施したことから、所期の目標を達成していると考える。	<その他事項>
--	--	--------	--	--	--	--	---------

				(3)業務改善のため、役職員が具体的なイニシアティブを発揮したか。	検討を開始した。 (3) 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行ってきた。 ●投資原則・行動規範を制定し、ホームページに掲載、公表するとともに投資原則及び行動規範に則り、管理運用業務を実施し、及び国民から信頼される組織であるべく行動するよう役職員に周知徹底を図った。 ●業務体制における取組としては、業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧をネットワークシステムに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。この結果、どのレベルの職務の者であっても（課員、室員であっても）、主担当となること等により、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。 ●人事評価制度における取組としては、能力評価の評価科目（積極性）において、業務改善提案等の取組を評価することを、人事評価制度実施規程（内部規程）に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えている。さらに、平成２７年１月に外部コンサルティング会社と契約を締結し、目標管理型制度導入に向けた検討を開始した。 ●ホームページにおける取組としては、法人業務に対する意見の書き込みを可能とするとともに、四半期ごとの運用実績公表の際にも、国民に理解しやすい内容、表現とするよう改善し、国民のニーズの把握に努めている。	(3) 業務改善のため役職員がイニシアティブを発揮しており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし	
4. その他参考情報							
該当なし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	業務運営の効率化に伴う経費節減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－1－1

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成 21 年度計画値)	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	(参考情報) 当該年度までの累積 値等、必要な情報
	一般管理費（年度計画値） （千円）	中期目標期間最終年度 353,451	415,825	403,350	390,875	378,400	365,926	353,451	－
	一般管理費（実績値）（千円）	年度計画値の 100%	－	403,350	390,875	378,400	365,926	353,451	－
	上記削減率（%）	中期目標期間の最終年度 において、平成 21 年度比 15%以上節減	－	3%	6%	9%	12%	15%	－
	達成度	年度計画の削減率に対する 実績削減率	－	100%	100%	100%	100%	100%	－
	（参考）執行額		－	260,772	307,659	277,193	279,051	313,324	－
	業務経費（年度計画値） （千円）	中期目標期間最終年度 1,692,066	1,781,122	1,763,311	1,745,500	1,727,689	1,709,878	1,692,066	－
	業務経費（実績値）（千円）	年度計画値の 100%	－	1,763,311	1,745,500	1,727,689	1,709,878	1,692,066	－
	上記削減率（%）	中期目標期間の最終年度 において、平成 21 年度比 5%以上節減	－	1%	2%	3%	4%	5%	－
	達成度	年度計画の削減率に対する 実績削減率	－	100%	100%	100%	100%	100%	－
	（参考）執行額		－	1,497,378	1,337,626	1,282,096	1,307,890	1,432,025	－

注）削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除いた金額である。また、削減対象となる業務経費は、決算報告書の業務経費のうち、システム開発経費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																														
					業務実績	自己評価																															
	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上節減すること。 このうち人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。 このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、簡素で効率的な	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び高度で専門的な人材確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、効率的な執行に努め、平成21年度と比べて15%以上の節減を行う。 給与水準については、基本的方針を踏まえ、高度で専門的な人材確保の観点から弾力化に取り組む。また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る	＜主な定量的指標＞ (1)一般管理費（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 一般管理費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成21年度と比較して、15%を節減した予算（退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成することとし、平成26年度予算額については平成21年度予算額に比較して、15.0%の節減率とした。執行に当たっては、一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。 <table><tr><td></td><td>21年度基準年度</td><td>22年度</td><td>23年度</td><td>24年度</td><td>25年度</td><td>26年度</td></tr><tr><td>経費節減対象経費(予算額)</td><td>416</td><td>403</td><td>391</td><td>378</td><td>366</td><td>353</td></tr><tr><td>対21年度比節減率</td><td>－</td><td>-3.1%</td><td>-6.0%</td><td>-9.1%</td><td>-12.0%</td><td>-15.0%</td></tr><tr><td>執行額</td><td>－</td><td>261</td><td>308</td><td>277</td><td>279</td><td>313</td></tr></table> (2) 人件費については、次の取組を行った。 ① 平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化に加え、任期制・年俸制の導入を検討する。」旨の決定がなされたことを受け、平成26年3月に外部コンサルティング会社に報酬体系の改定に関する調査委託を行い、その調査結果を踏まえ、平成27年1月1日付けで高度で専門的な人材を円滑に確保できるよう運用専門職員の給与水準について、市場の報酬水準を勘案した設定を行う等、給与水準の弾力化を図った。 ② 国家公務員の給与改訂に関する法律が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて、職員については平成27年1月及び平成27年4月に「職員給与規程」を改正し、役員については平成27年1月に「役員給与規程」を改正した。			21年度基準年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	経費節減対象経費(予算額)	416	403	391	378	366	353	対21年度比節減率	－	-3.1%	-6.0%	-9.1%	-12.0%	-15.0%	執行額	－	261	308	277	279	313	＜評定と根拠＞ 評定：B 以下の数値目標及び評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、経費節減及び契約の適正化については、適切に取り組んでおり、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。 【主な定量的指標】 (1) 平成26年度の予算額は、平成21年度との比較で15.0%の節減としたことから、所期の目標を達成していると考え	評定	B
						21年度基準年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																										
経費節減対象経費(予算額)	416	403	391	378	366	353																															
対21年度比節減率	－	-3.1%	-6.0%	-9.1%	-12.0%	-15.0%																															
執行額	－	261	308	277	279	313																															
＜評定に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 ＜今後の課題＞ 引き続き、適正かつ効率的な運営に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞ （外部有識者の意見） ・管理運用委託手数料の低減については、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう努める必要があり、企業へのエンゲージメント活動を怠っている運用機関が選定され機会損失が生じることがないように適切に考慮すべき。 ・単に手数料低減に努めた点を評価するのではなく、運用能力が高い運用受託機関が適切に選択されるよう評価すべき。																																					

等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。	政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 7 号）に基づく平成 1 8 年度から 5 年間で 5 % 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。	経費及び高度で専門的な人材確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、平成 2 1 年度と比べて 5 % 以上の節減を行う。	(2)業務経費(システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。)については、中期目標期間の最終年度において、平成 2 1 年度比 5 % 以上節減する。	(給与水準の適切性等) 年齢のみで比較した対国家公務員指数は、平成 2 6 年度で 1 1 9 . 2 と国を上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数では、 9 9 . 4 と国を下回る水準となっている。	(3) 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成 2 1 年度と比較して、5 % を節減した予算（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成することとし、平成 2 6 年度予算額については平成 2 1 年度予算額に比較して、5 . 0 % の節減率とした。執行に当たっては、一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	(2) 平成 2 6 年度の予算額は、平成 2 1 年度予算額との比較で 5 . 0 % の節減率となっており、所期の目標を達成していると考ええる。
さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 6（平成 1 8 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 2 3 年度まで継続すること。	さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 6（平成 1 8 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 2 3 年度まで継続する。	経費及び高度で専門的な人材確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引続き低減に努める。				
また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平	一方、基本の方針に基づき、平成 2 6 年以降の給与水準については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化について検討すること。	また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る	＜評価の視点＞	(4) 経費節減委員会の開催 経経費節減委員会を開催し、経費節減の取組事項の実施状況の確認及び具体的な実施方法について報告を行い、経費が適切に執行されていることが確認された。また、経費節減の取組事項の具体的な実施方法については、委員会終了後、役職員に周知し、引き続き、経費節減の取組事項が実施されるよう図った。	(5) 管理運用委託手数料について、次のとおり節減に努めた。 外貨建て資産における資金配分及び時価の上昇を要因として全体では約 3 8 億円の増加となったが、国内株式については、前年度に実施したマネジャー・ストラクチャーの見直しに伴う手数料率の引下げ等により約 2 1 億円の手数料が節減された。	

	成 2 1 年 度 比 5 % 以上節減すること。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。 3. 契約の適正化 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まれない。）についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。この取組により、契約の適正化を推進すること。	経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、平成 2 1 年 度 比 5 % 以上節減する。 なお、管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。 3. 契約の適正化 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日閣議決定）に基づき引き続き適正化を推進する。		く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成 2 1 年 度 比 1 5 % 以上の節減を行ったか。 (5)国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。 (6)国家公務員と比べて給与水準の高い場合において、給与水準が高い理由及び講ずる措置（目標水準の設定を含む）は何か。また、給与水準自体が社会的な理解の得られる水準であるか。 (7)国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 (8)事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。		(5) 平成 2 7 年 1 月に高度で専門的な人材を確保できるよう運用専門職員の給与水準について、弾力化を図ったところであり、所期の目標を達成していると考ええる。 (6) 学歴、勤務地を加味した指数では、所期の目標を達成していると考ええる。 (7) 諸手当については、国に準拠しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (8) 適切に経費節減に取り組んでおり、所期の目標を達成している	
--	--	---	--	--	--	---	--

				(9)業務経費(システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比5%以上節減したか。 (10)管理運用委託手数料については、運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。 (11)福利厚生費について、事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しを行ったか。 (12)契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。	と考える。 (9) 平成26年度予算額は、平成21年度予算額に比較して5%の節減率としており、目標を達成していると考え (10) 適切に管理運用委託手数料の低減に取り組んでおり、所期の目標を達成していると考え (11) 福利厚生費は適切であり、目標を達成していると考え (12) 適切に契約の透明性・競争性が確保されてお	
--	--	--	--	--	---	--

		3. 契約の適正化 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき引き続き適正化を推進する。	(13) 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。 (14) 随意契約により実施している業務について、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計2017号））等を踏まえ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等についての取組みを進めているか。 (15) 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用は適切であったか。 (16) 契約事務手続に係る執行体	3. 契約の適正化 (1) 契約の見直し 運用受託機関等との契約以外のものについては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、「随意契約等見直し計画」に基づき、真にやむを得ない契約以外はすべて一般競争入札等（一般競争及び企画競争・公募）に移行している。 【契約の実績】 （単位：件、百万円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">見直し計画 (平成25年2月改定)</th><th colspan="2">26年度実績</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">競争入札等</td><td>10.0%</td><td>2.2%</td><td>2.6% (0.0%)</td><td>5.9% (0.0%)</td></tr><tr><td>19</td><td>673</td><td>2 (0)</td><td>738 (0)</td></tr><tr><td rowspan="2">企画競争・公募</td><td>45.3%</td><td>9.2%</td><td>46.1% (10.5%)</td><td>9.9% (2.6%)</td></tr><tr><td>86</td><td>2,791</td><td>35 (8)</td><td>1,233 (321)</td></tr><tr><td rowspan="2">小計</td><td>55.3%</td><td>11.4%</td><td>48.7% (10.5%)</td><td>15.8% (2.6%)</td></tr><tr><td>105</td><td>3,465</td><td>37 (8)</td><td>1,971 (321)</td></tr><tr><td rowspan="2">競争性のない随意契約</td><td>44.7%</td><td>88.6%</td><td>51.3% (31.6%)</td><td>84.2% (80.7%)</td></tr><tr><td>85</td><td>27,036</td><td>39 (24)</td><td>10,491 (10,056)</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>100.0%</td><td>100.0%</td><td>100% (42.1%)</td><td>100% (83.3%)</td></tr><tr><td>190</td><td>30,501</td><td>76 (32)</td><td>12,462 (10,376)</td></tr></table> ※（ ）内の数値は、運用受託機関等との契約件数である。 運用受託機関等との契約は、原則として3年間の運用期間を経過した後、見直しを行うこととしている。また、契約の当初は企画競争として契約を締結し、次年度以降は、総合評価等を行い評価が著しく低い運用受託機関等との契約については解約し、継続する運用受託機関等との契約については随意契約として更新する特別な契約である。 (2) 規程、マニュアルの整備 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人におけ		見直し計画 (平成25年2月改定)		26年度実績		件数	金額	件数	金額	競争入札等	10.0%	2.2%	2.6% (0.0%)	5.9% (0.0%)	19	673	2 (0)	738 (0)	企画競争・公募	45.3%	9.2%	46.1% (10.5%)	9.9% (2.6%)	86	2,791	35 (8)	1,233 (321)	小計	55.3%	11.4%	48.7% (10.5%)	15.8% (2.6%)	105	3,465	37 (8)	1,971 (321)	競争性のない随意契約	44.7%	88.6%	51.3% (31.6%)	84.2% (80.7%)	85	27,036	39 (24)	10,491 (10,056)	合計	100.0%	100.0%	100% (42.1%)	100% (83.3%)	190	30,501	76 (32)	12,462 (10,376)	り、所期の目標を達成している と考える。 (13) 適切に契約監視委員会での点検等が行われており、所期の目標を達成している と考える。 (14) 適切に随意契約の見直しを行っており、所期の目標を達成している と考える。 (15) 契約に係る規程類について整備内容や運用は適切であり、所期の目標を達成している と考える。 (16) 契約事務手続
	見直し計画 (平成25年2月改定)		26年度実績																																																								
	件数	金額	件数	金額																																																							
競争入札等	10.0%	2.2%	2.6% (0.0%)	5.9% (0.0%)																																																							
	19	673	2 (0)	738 (0)																																																							
企画競争・公募	45.3%	9.2%	46.1% (10.5%)	9.9% (2.6%)																																																							
	86	2,791	35 (8)	1,233 (321)																																																							
小計	55.3%	11.4%	48.7% (10.5%)	15.8% (2.6%)																																																							
	105	3,465	37 (8)	1,971 (321)																																																							
競争性のない随意契約	44.7%	88.6%	51.3% (31.6%)	84.2% (80.7%)																																																							
	85	27,036	39 (24)	10,491 (10,056)																																																							
合計	100.0%	100.0%	100% (42.1%)	100% (83.3%)																																																							
	190	30,501	76 (32)	12,462 (10,376)																																																							

				制や審査体制について、整備・執行等は適切であったか。 (17) 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から適切なものであったか。 (18) 「随意契約見直し計画」の実施を着実に行ったか。また、目標達成に向けた具体的な取組を行ったか。	る契約の適正化」において講ずることとされている項目について措置を行っている。また、一般競争入札及び企画競争・公募について、国の業務マニュアルに準じた業務マニュアルに基づき実施した。 (3) 契約監視委員会等の実施 外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会を7回開催し、平成26年度の競争性のない随意契約、一者応札一者応募に係る改善策及び今後契約締結が予定されている新規調達案件の契約方式の妥当性並びに契約手続きにおける透明性、競争性等の確保について審議・検証を行った。 なお、運用受託機関等との契約については、契約締結後に契約監視委員会で審議・検証を行うとともに、運用受託機関等の選定過程において、経済・金融の専門家等外部の有識者で構成される運用委員会で審議を行い、当該運用委員会の議事要旨をホームページに掲載する等、透明性、競争性等の確保を図った。 (4) 契約審査会等の実施 法人内において、契約事務に関与しない職員等により構成される契約審査会を9回開催し契約前における、競争性のない随意契約の妥当性、一般競争入札等の調達方法の妥当性等について審議を行った。 なお、運用受託機関等との契約については、運用委員会の審議を経て選定を行っている。 (5) 契約に係る情報公開 一定金額以上の契約について、ホームページに公表を行った。 (6) 法定外福利費の支出項目は、労働安全衛生法に基づく健康診断費等であり、レクリエーション等の経費については、管理運用法人設立時から経費を計上していない。	に係る体制は適切であり、所期の目標を達成していると考え る。 (17) 個々の契約について競争性・透明性は適切に確保されており、所期の目標を達成している と考える。 (18) 適切に随意契約の見直しを行っており、所期の目標を達成している と考える。 〈課題と対応〉 特になし	
--	--	--	--	---	---	---	--

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	Ⅸ－1－1

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第5 財務内容の改善に関する事項 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成26年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	＜評価の視点＞ (1)「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運用を行ったか。	第4 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、中期目標期間の最終年度において、平成21年度と比較して、一般管理費については15％、業務経費については5％を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成した。 平成26年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	＜評価と根拠＞ 評価：B 以下の評価の視点ごとの自己評価に示すとおり、財務内容の改善並びに予算、収支計画は適切であり、所期の目標を達成していると考えられることから、Bと評価する。 【評価の視点】 (1)(2) 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。	評価	B
							＜評価に至った理由＞ 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 ＜今後の課題＞ 引き続き、適正かつ効率的な運営に取り組むことが望まれる。 ＜その他事項＞	

				(2)上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異があった場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的に説明できるものであるか。			
		第5 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり	第5 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり	(3)当期総利益(又は当期総損失)の発生要因について分析を行った上で、その要因が法人の業務運営に問題があることによるものである場合、その改善のための措置を講じたか。 (4)利益剰余金について、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	第5 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 (2) 支出予算において、次の費目が当初の予定より増加したことにより、予算の増額を行った。 ・厚生年金勘定の「総合勘定へ繰入」 13,194億円 ・厚生年金勘定の「年金特別会計厚生年金勘定納付金」 24,157億円 ・国民年金勘定の「総合勘定へ繰入」 1,575億円 ・国民年金勘定の「年金特別会計国民年金勘定納付金」 2,292億円 ・総合勘定の「投資」 14,770億円 ・総合勘定の「厚生年金勘定へ国庫納付金繰入」 24,157億円 ・総合勘定の「国民年金勘定へ国庫納付金繰入」 2,292億円 ・総合勘定の「厚生年金勘定へ分配金繰入」 103,846億円 ・総合勘定の「国民年金勘定へ分配金繰入」 7,237億円 (3) 平成26年度の当期総利益は、15兆2,	(3)(4) 当期総利益、利益剰余金は適切であり、所期の目標を達成していると考ええる。	

					6 1 9 億円となった。これは、内外株式の価格上昇に加え、外国為替市場における対ドルでの円安進行もあって、資産運用損益として1 5 兆2, 9 2 9 億円のプラスを計上したことが主な要因である。年金積立金の運用は資金の性格上長期的な観点から行われるものであることから、引き続き、長期的な観点に立った分散投資を基本とし、適切なリスク管理を行いながら、年金積立金の安全かつ効率的な管理及び運用に努めることとしている。 (4) 平成2 6年度の利益剰余金は、3 3 兆7, 8 5 7 億円となった。これは、平成2 5年度末の利益剰余金の額等に基づき、年金特別会計へ3 兆2, 7 1 0 億円を納付したところであるが、平成2 6年度の当期総利益が1 5 兆2, 6 1 9 億円となったことにより、平成2 5年度期末における利益剰余金2 1 兆7, 9 4 8 億円から1 1 兆9, 9 0 9 億円増加し3 3 兆7, 8 5 7 億円になったものである。なお、利益剰余金については、年金積立金管理運用独立行政法人法第2 5条4項及び年金積立金管理運用独立行政法人法施行令第9条により、厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度末までに国庫納付することとなっている。		
		第6 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 2 0, 0 0 0 億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。	第6 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 2 0, 0 0 0 億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応する		第6 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。		

		第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 現在保有する全ての宿舎（日野宿舎（横浜市）及び行徳宿舎（市川市））を売却する。	ため。 第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	(5)実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から見直しを行ったか。 (6)政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の措置を講じたか。 (7)宿舎の売却については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 2 2 年 1 2 月 7 日閣議決定）」において定められた所要の手続きを完了するよう努めたか。	第 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし	(5) 該当なし (6) 該当なし (7) 該当なし 〈課題と対応〉 特になし	
		第 8 剰余金の使途 なし	第 8 剰余金の使途 なし		第 8 剰余金の使途 なし		

4. その他参考情報
該当なし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－1	その他の業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	IX－1－1

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	第 6 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。	第 9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。	第 9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 基本的方針を踏まえ、事務所の所在について所要の検討を行う。 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るため、所要の取組の検討を行う。	<評価の視点> (1)主たる事務所の移転に関し、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないようにするための措置を講じたか。	第 9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえて、運用対象の多様化やリスク管理の高度化を図るには現在の事務所は手狭なため、法人事務所の移転を行うこととし、事務所移転のプロジェクトを推進するために平成 26 年 8 月にコンサルタント会社（N T T ファシリティーズ）と契約し事務所調達に向けて仕様及び調達方式等の検討を行った。なお、事務所調達の仕様策定にあたっては、業務に支障が生じぬよう、関係行政機関や運用受託機関等との連携に配慮した立地条件とするとともに、B C P 及びセキュリティ対策が十分に施された物件としており、更には、調達方式において、価格	<評定と根拠> 評定：B 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、その他業務運営に関する重要事項は適切であり、所期の目標を達成していると考えられることから、B と評価する。 【評価の視点】 (1) 主たる事務所の移転に関しては、適切に取組んでおり、所期の目標を達成していると考ええる。	評定	B <評定に至った理由> 本項目における法人の自己評価は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 27 年 5 月 25 日改定、総務大臣決定）に則して記載されており質が高く、評価の視点に則し業務実績を具体的に記述する等十分な説明責任が果たされており、正当であると確認できるため。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項>

	2. 宿舍の売却手続き 宿舍の売却については、所要の手続きを完了させるよう努めること。	2. 施設及び設備に関する計画 宿舍の売却については、所要の手続きを完了するよう努める。 3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 4. 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ①業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。 ②職員の努力及びその成果を適正に	2. 施設及び設備に関する計画 なし 3. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附随する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 4. 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ①業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。 ②職員の努力及びその成果を適正に	(賃料)のみならず、立地、BCP及びセキュリティ面も考慮できる総合評価落札方式としたところである。 2. 施設及び設備に関する計画 なし 3. 中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会及び契約監視委員会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである 4. 職員の人事に関する計画 (1) 方針 ① 第3の1の(1)に記載のとおり(P67参照)。 ② 第3の1の(2)に記載のとおり(P68参照)。	(2) 国家公務員の再就職者のポストの見直しは適切であり、所期の目標に達成していると考ええる。 (3) 独立行政法人職員の再就職者の非人件費が	
--	---	---	--	---	---	--

		評価する人事評価を実施する。 ③職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ④職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 (2) 人員に係る指標 基本的方針に基づき、平成26年以降の人員については、高度で専門的な人材の確保の観点から、弾力化に取り組む。	評価する人事評価を実施する。 ③職員の採用に当たっては、高度で専門的な人材をより広く求める。これに併せて、基本的方針を踏まえ、給与水準の見直しを行う。 ④職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。 (2) 人員に係る指標 人員については、基本的方針を踏まえ、高度で専門的な人材確保の観点から弾力化に取り組む。	費ポストの見直しを図っているか。	③ 第2の2の(1)に記載のとおり(P56参照)。 ④ 第2の2の(3)に記載のとおり(P56参照)。 ⑤ 理事長が任命する者については、国家公務員の再就職ポストはない。また、監事ポストについては、厚生労働省において公募が行われ、平成23年7月より民間出身者の監事(非常勤)が就任した。これにより、役員については国家公務員の再就職ポストはなくなった。 ⑥ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストはない。 (2) 人員に係る指標 第3の2の(2)に記載のとおり(P72参照)。	ストはないことから、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし	
--	--	---	--	-------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし